

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成23年1月20日（木）

社会・援護局

I 社会関係

(重点事項)	頁
第1 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護制度の見直しについて -----	1
2 自立支援の充実・強化について -----	3
3 平成23年度生活保護基準について -----	8
4 不正受給対策の推進等について -----	9
5 生活保護法施行事務監査等について -----	21
第2 生活困窮者支援について（保護課、地域福祉課）	
1 「住まい対策の拡充」の延長について -----	24
2 ホームレス対策について -----	26
3 生活福祉資金貸付制度について -----	28
第3 地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課、災害救助・救援対策室）	
1 地域福祉の推進について -----	31
2 矯正施設退所者の地域生活定着支援について -----	35
3 ひきこもり対策について -----	36
4 災害対策等について -----	38
第4 福祉・介護人材について（福祉基盤課）	
1 福祉・介護人材確保対策について -----	48
2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて ----	58
第5 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室） -	61
第6 地方改善事業等について（地域福祉課） -----	64
第7 独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）	
1 機構の業務について -----	66
2 社会福祉振興助成事業について -----	66
3 福祉貸付事業について -----	67
4 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について -----	70

第8	社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1	社会福祉法人新会計基準について	7 2
2	社会福祉法人の指導監査について	7 3
3	社会福祉施設の運営等について	7 4

（予算概要） 頁

平成23年度予算（案）の概要

・平成23年度予算（案）の概要	8 2
-----------------	-----

（参考資料） 頁

1	生活保護の動向	8 8
2	今後の介護人材養成の在り方に関する検討会中間まとめ概要	9 7
3	福祉・介護人材確保対策事業の実施状況	1 0 7
4	地域の実情に応じた事業の実施状況	1 0 9
5	都道府県福祉人材センター・バンク一覧	1 1 2
6	福利厚生センター関係資料	1 1 4
7	平成23年度社会福祉研修実施計画（案）	1 1 6
8	民間金融機関との協調融資制度の概要	1 1 7
9	社会福祉法人の新会計基準（素案）について	1 1 9
10	福祉サービス第三者評価の都道府県別受審件数	1 4 1
11	平成22年度災害救助法適用状況	1 4 2
12	福祉避難所の指定状況について	1 4 3

II 援護関係

頁

(重点事項)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について

----- 1 4 6

(予算概要)

平成23年度援護関係予算(案)の概要

----- 1 4 8

(連絡事項)

- 1 遺骨帰還等慰霊事業 ----- 1 5 0
- 2 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達 ----- 1 5 5
- 3 中国残留邦人等に対する支援策の実施 ----- 1 5 8
- 4 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止 ----- 1 6 0
- 5 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査 ----- 1 6 1
- 6 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の時効失権防止 ----- 1 6 2
- 7 昭和館・しょうけい館の入館促進 ----- 1 6 3
- 8 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について ----- 1 6 4

(参考資料)

- 1 平成23年度予算(案)事項別内訳 ----- 1 6 7
- 2 援護年金について ----- 1 7 0
- 3 援護年金等受給者数 ----- 1 7 1
- 4 恩給関係経費について ----- 1 7 2
- 5 昭和館について ----- 1 7 3
- 6 しょうけい館について ----- 1 7 4

I 社会関係

重 点 事 项

第1 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護制度の見直しについて

（1）生活保護制度を取り巻く現状・課題

生活保護制度を取り巻く現状として、稼働能力のある生活保護受給者に対する自立、就労支援及び貧困の連鎖の防止が喫緊の課題である。

- ・リーマンショック以降、特に稼働能力のある生活保護受給者が急増するとともに、生活保護から脱却できない状況が継続している。生活保護受給直後からの自立、就労支援が効果的であり、現場における早急な対応を計画的に促進する必要がある。
- ・また、生活保護受給世帯の子どもは一般世帯よりも高校進学率が低く、再び生活保護に至るリスクが高い等、貧困の連鎖が国会等においても問題となっており、子どもに対する学習支援等に取り組む必要がある。

一方、生活保護受給者から不当に保護費を徴収する貧困ビジネスや奈良の山本病院事件、向精神薬の転売をはじめとする医療扶助の不正受給等、生活保護受給者を利用した不正事件が横行する等、制度への信頼を揺るがす問題が深刻化している。

こうした課題に対して、生活保護受給者の急増への対応に追われる地方自治体からは、生活保護制度の抜本改革に向けた国の早急な対応を求められており、昨年10月に指定都市市長会が、同年11月に全国市長会が制度改革に向けた具体的な提案が示されたところ。

（2）生活保護制度の見直しに向けた検討

次期通常国会においては、雇用保険と生活保護との間にある第2のセーフティネット施策を強化するため、求職者支援法（仮称）の提出が予定されており、最後のセーフティネットである生活保護制度についても、トランポリン的な施策として、特に稼働能力を有する方に対する自立・就労支援の充実強化に向けて、地方自治体の御提言等を踏まえ、運用改善や予算措置等で速やかに実現できるものは逐次実施してまいりたい。

また、自立、就労支援の充実強化や生活保護費の不正受給対策をはじめとする生活保護制度の見直しについても、地方自治体の御意見を踏まえながら、検討を進めていく予定である。

なお、無料低額宿泊所等に対する法規制を強化するため、民主党において議員立法の国会提出を準備中であり、厚生労働省としても必要に応じ協力してまいりたい。

(3) 求職者支援制度の創設

求職者支援制度については、現在、労働政策審議会において、取りまとめに向けた検討をしているところであり、その結果を踏まえて次期通常国会に法案が提出されることとなっている。

この求職者支援制度の創設により、

- ① これまで雇用保険受給中に再就職できずに生活保護受給者となっていた者が、生活保護を受給せずに早期に再就職すること、
 - ② 就労意欲はあるものの稼働能力を十分に活用されていなかった者が、適切な技能等を身につけ生活保護から早期脱却すること
- などが期待される。

各自治体におかれては、求職者支援制度が真に就職に結びつくような効果ある制度として恒久的に運用されるよう、都道府県労働局・ハローワークとの連携や、制度の適正な活用等について、是非とも御協力をお願いしたい。

2 自立支援の充実・強化について

(1) 自立支援プログラムの一層の推進について

ア 自立支援プログラムの更なる活用について

生活保護受給者に対する自立支援は極めて重要であり、平成17年度から、組織的に生活保護受給世帯の自立を支援するため、自立支援プログラムを導入している。

厚生労働省としては、自立支援プログラムの推進のため、

- ・ セーフティネット支援対策等事業費補助金による自治体の実施体制整備の支援拡充
- ・ 労働行政等関係機関との連携の強化
- ・ 各自治体における先進的な取組状況に関する情報の提供

等により、引き続き自治体の取組を支援していくこととしている。

平成21年度末現在の自立支援プログラムの策定状況は、下表のとおりであり、各自治体の取組は着実に進んでいると考えられるが、一方で、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化しており、これまで以上にきめ細かい支援が求められている。

各自治体においては、平成21年3月に全福祉事務所に配布した「生活保護自立支援プログラム事例集」及び今年度内に作成予定の同事例集第二弾等を参考に、更に幅広い自立支援プログラムの策定・実施に取り組まれない。特に、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、更なる就労支援の充実・強化をお願いする。

【自立支援プログラム策定数】

(単位：プログラム)

	22年3月末	21年3月末	増加数
経済的自立に関する自立支援プログラム	1,520 (858)	1,517 (842)	+3
日常生活自立に関する自立支援プログラム	1,965 (758)	1,801 (739)	+164
社会生活自立に関する自立支援プログラム	302 (206)	287 (199)	+15
合計	3,787	3,605	+182

(22年3月末欄の()は策定自治体数(886自治体中))

(21年3月末欄の()は策定自治体数(892自治体中))

(厚生労働省保護課調べ)

イ 新しい公共と協働した生活保護受給者の社会的な居場所づくりについて

平成20年秋のリーマンショック以降、稼働能力を有すると考えられる、いわゆる「その他の世帯」が急増する一方で、就労を希望しているが、なかなか再就職に繋がらず、求職活動が長期化する中で働く意欲を失ってしまい、就労という形での社会との繋がりを失った結果、社会から長らく孤立する方が増えてきている。

こうした方々は、企業等の一般就労による経済的自立だけではなく、あわせて、日常生活自立や社会生活自立を考慮して社会との繋がりを結び直す支援を行うことが必要である。

また、学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯の子どもが成長し、再び生活保護世帯になるという、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するために、まずは地域に子どもがありのままでいられるような場を確保し、学習支援と共に社会性や他者との関係を育む支援を行うことが必要である。

このように生活保護受給者が社会とのつながりを結び直すことができるようにするためには、生活保護受給者のための「社会的な居場所」づくりを進めることが極めて有効であるとともに、当事者（生活保護受給者）を中心として、企業、NPO、社会福祉法人、住民等と、福祉事務所をはじめとする行政が協働する「新しい公共」が不可欠であるという考えのもと、研究会を開催し、各自治体の取組を促す具体的な方策について検討を行い、平成22年7月に報告書がとりまとめられたところである。

この報告書で提示した考え方等に基づく取組については、自治体の創意工夫による取組が促進されるよう、平成23年度予算（案）においてセーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューに「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業（国10/10補助）」を創設するとともに、年度内の完成を目途として、新しい公共となりうる民間団体等のリスト作りや、先駆的な自治体の取組をまとめた事例集の作成等も進めている。

社会的な居場所づくりの必要性や、新しい公共と協働することの意義についてご理解いただき、積極的に取組を進めていただくようお願いする。

(参考) 社会的な居場所づくりの例

旭川市 : 介護・障害者施設の手伝い、農作業等のボランティアを行う (NPO法
人と協働)

釧路市 : 就業体験として、一定期間、リサイクル業を行う民間企業の業務の一
部を体験 (民間企業と協働)

横浜市 : 子どもの学習支援の場をつくり、中学3年生の高校進学を支援 (NPO法
人との協働)

(2) 就労支援の一層の推進について

ア 「福祉から就労」支援事業について

平成17年度から、地方自治体とハローワークが連携して、就労能力及び意欲を
一定程度以上有している生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保
護受給者等就労支援事業を実施している。

更に積極的な就労支援を行うため、地方自治体とハローワークが、お互いの役割
分担、支援対象者数及び事業目標等を明記した協定を締結して就労支援を実施する
「福祉から就労」支援事業を、平成23年度予算(案)に計上している。

本事業は、地方自治体とハローワークの担当者から構成されるチームが対象とな
る生活保護受給者等それぞれに対して支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制
による職業相談など、積極的な就労支援を行うこととしている。

詳細は追ってお示しするが、各自治体においては、ハローワークとの連携を一層
促進し、生活保護受給者への就労支援を強化していただくようお願いする。

イ 就労支援員の増配置について

近年、生活保護受給者、特に稼働能力を有すると考えられるいわゆる「その他の世
帯」が急増する中で、ハローワークへの同行や面接支援等特別なサポートを必要とす
る生活保護受給者の就労支援を行う就労支援員は、生活保護受給者の自立に対して
大きく効果があるとともに、厳しい雇用情勢下にあっても費用対効果(人件費に対
する新規就労・増収による保護費の減額効果)が3倍程度に達する等、保護費の適

正化にも大きな成果を上げている。また、多くの福祉事務所が生活保護現業職員の十分な確保に苦慮している現状においては、稼働能力のある生活保護受給者が急増する中で、こうした方々に対する受給直後からの早期の自立、就労支援が効果的であることを踏まえると、現場において、早急にきめ細かな支援を行う体制整備が必要であり、就労支援員は必要不可欠な存在となってきた。

このため、平成21年度第2次補正予算において、就労支援員の確保に必要な経費を各都道府県の基金（緊急雇用創出事業臨時特例基金・補助率10/10）に積み増しただいたところであるが、平成22年12月時点で就労支援員の配置（民間企業等への委託方式を含む）は全国で1,241人とどまるとともに、自治体によっては、「その他の世帯」を多数抱えているにもかかわらず、平成22年度の就労支援員の増配置がない、又は極めて少数にとどまるところもある。

平成22年度補正予算において、平成23年度の事業継続が確定したところであるので、「就労支援員の増配置について」（平成22年9月14日社援発0914第7号厚生労働省社会・援護局長通知）を基に、就労支援員を更に増配置いただき、効果的な就労支援事業の推進に取り組んでいただくようお願いする。

（4）救護施設の機能を活用した精神障害者等の地域生活支援対策について

精神病院に入院している生活保護受給者のうち、2割程度（約1.1万人）は、「受入条件が整えば退院可能な者」と推計されており、これら退院可能な患者の地域生活への移行を推進することが求められている。

また、一方で、生活保護受給者は、精神疾患を有する者の割合が高く、自殺する方の割合も全国平均より高くなっているという問題が指摘されており、精神障害者等の支援体制の強化など自殺防止の対策の実施も求められている。

そのため、平成23年度予算（案）においては、精神障害等を抱える生活保護受給者の入所割合が高い救護施設について、精神保健福祉士を加配した場合に加算措置を講じ、

- ① 精神障害を有する入所者への居宅生活に向けた訓練を実施するとともに、
- ② 居宅生活に移行した者の症状が不安定になった際における一時保護入所を実施すること

により、精神障害等を抱える生活保護受給者の地域生活移行の推進及び地域で生活するこれらの精神障害者等の孤立防止を図り、自殺予防対策を含めた居宅生活継続の支援を行うこととしている。

各自治体におかれては、管内の救護施設との連携を図るとともに、救護施設を活用した精神障害者等の支援に積極的に取り組まれない。

3 平成23年度生活保護基準について

(1) 平成23年度生活扶助基準について

生活扶助基準の改定は、一般国民の消費水準との均衡を図るという観点（水準均衡方式）から実施しており、具体的には、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び率を基礎として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で改定している。

平成23年度の生活扶助基準の改定については、こうした考え方にに基づき、これまでの基準に係る経緯を踏まえ、現在の経済、雇用情勢等を総合的に勘案した上で、据え置くこととした。

なお、生活保護基準については、平成21年全国消費実態調査の特別集計等の実証的なデータに基づき、専門家により検証を行う場を年度内を目途に設け、議論を開始することとしている。

(2) 子ども手当の増額に伴う対応について

子ども手当は「次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する」という考え方の下で導入されたものであり、その効果が生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、生活保護の児童養育加算は子ども手当と同額としている。

このような考え方を踏まえ、平成23年度予算（案）において3歳未満の子に対する子ども手当が増額されることに伴い、児童養育加算についても従前の対応に従い、子ども手当と同額となるよう引上げを行うこととしている。

(3) その他

生活扶助（重度障害者他人介護料）、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）及び勤労控除（新規就労控除）については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

4 不正受給対策の推進等について

(1) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、平成21年10月に実態調査結果を公表し、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、早急に講じる対策として、下記の事項について留意いただくよう、平成21年10月に各自治体に対して通知を発出したところである。

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

また、平成22年5月においては、無料低額宿泊施設等に関する運用改善を図る通知改正を行い、主に以下の事項について改正を行った。

- ① 無料低額宿泊施設に入所している者に対する訪問活動の徹底
- ② 劣悪な施設からの転居の支援（敷金の支給要件の緩和・明確化、移送費の支給要件の明確化、転居指導の明確化）
- ③ 劣悪な施設への入居防止（劣悪な施設に入居する場合等は、敷金等は支給しない）
- ④ 住宅扶助費の適正化（一居室に複数人が入居する場合は、住宅扶助基準額を人数で除した額等により認定する旨を明確化）

無料低額宿泊施設等をめぐる問題、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、各自治体におかれても、引き続きこれらの通知に関する事項について徹底するようお願いする。

また、平成22年度より予算事業として新たに、「居宅生活移行支援事業」を実施

し、地方自治体が適切と考える無料低額宿泊施設に対し、入居者の居宅生活に向けた支援を委託する際の費用を補助することとしている。

本事業は、平成23年度以降も継続する予定であるので、生活保護行政の適正な運用及び被保護者に対する適切な支援が図られるよう、無料低額宿泊施設等に対する指導監督とあわせて、積極的に本事業の活用を検討いただきたい。

さらに、無料低額宿泊所等をめぐる問題を解決するための新たな法規制として、民主党において議員連盟が発足し、生活保護受給者に対して住居と食事等の生活サービスをセットで提供する事業者に対して刑罰も含めた新たな法規制について検討が進められ、平成22年5月に同議員連盟による議員立法案（「被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する法律案」）が明らかにされたところである。

現在、現法案の国会提出・成立に向けた準備が進められ、厚生労働省としても必要な協力をしているところであり、各自治体におかれても、あらかじめ御了知願いたい。

（2）要保護者の適切な発見把握について

昨年記録的な猛暑においては、生活困窮者が公共料金等を滞納し、電気・ガス等の供給が止められ、死亡に至るといった大変痛ましい事案が発生した。こうした事態を踏まえ、要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について、平成22年10月1日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知を発出し、電気等の供給停止に際して、電気・ガス等の事業者等と福祉事務所の連携を強化するようお願いしたところである。

今後とも、同通知について御留意の上、これら事業者等との連携の強化とあわせ、猛暑日等には必要に応じて、特に高齢者等に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認に努められたい。

なお、安否確認等にあたっては、ケースワーカーによる訪問活動等のほか、民生委員や地域包括支援センター、NPO法人等、地域の社会資源の活用についても検討されたい。

(3) 会計検査院からの指摘について

○ 年金加入状況等の把握について

生活保護は、生活保護法第4条に基づき、その利用し得る資産、能力あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている。そのため、生活保護の実施にあたっては、年金などの社会保障施策等の活用が前提となっている。

今般、会計検査院より、平成22年10月20日付けで通知された処置要求において、厚生年金の脱退手当金及び国民年金の任意加入について、活用がなされていない自治体が見受けられたところであり、以下の改善が求められたところである。

- ① 厚生労働省は、事業主体に対して、年金及び生活福祉資金制度について改めて周知徹底を図るとともに、事業主体が脱退手当金を受給できる者及び国民年金の任意加入により年金受給権を取得できる者を確実に把握するよう、これら年金給付の有無等を確認するための必要な様式を事業主体に示す等の措置を講じること
- ② 厚生労働省は、事業主体に対して、次のような指示及び技術的助言を行うこと
 - ア 脱退手当金の裁定請求及び国民年金の任意加入手続について生活保護受給者に対する指導を十分に行うこと
 - イ 生活福祉資金貸付金を活用するため、都道府県社会福祉協議会等との連携を強化すること
- ③ 厚生労働省は、事業主体及び都道府県社会福祉協議会に対して、生活保護受給者が任意加入により年金受給権を取得できる場合には、生活福祉資金を貸し付けることができること、貸付要綱等で定められた期間について貸付金の償還を猶予できることを十分に周知すること
- ④ 厚生労働省、都道府県等が実施主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入に係る他法他施策の活用を図ることについて、改めて指示を徹底すること

上記の指摘を踏まえ、まずは被保護者の年金加入状況について、「ねんきん定

期便」等を活用するとともに、年金事務所や市町村の国民年金担当課等と連携の上、必要に応じて生活保護法第29条に基づく調査を実施し、年金加入状況を適確に把握するよう管内の福祉事務所に周知されたい。

また、年金加入状況を把握した結果、特に任意加入すれば1年以内に年金受給権を得られるような生活保護受給者については、任意加入に関する手続について必要な助言・支援を行うほか、脱退手当金について活用の可能性がないか調査するよう、管内の実施機関に指導されたい。

なお、会計検査院の指摘のうち、上記①及び②については、追って厚生労働省社会・援護局保護課において同省年金局及び日本年金機構と協議の上、具体的な事務の進め方をお示しする予定であるので、予めご了承ください。上記③について、都道府県・指定都市において、福祉事務所の認識が不十分と認められる場合は、改めて周知していただくようお願いする。

○ 不動産等の資産活用の徹底について

生活保護の実施にあたり、収入だけでなく、所有する不動産等の資産についても、上記の年金等の社会保障施策と同様に、活用することが前提となっている。

今般、会計検査院より、平成22年10月28日付けで通知された処置要求において、特に不動産担保型資金による資産の活用が適時適切に行われていない自治体が見受けられたところであり、以下の改善が求められたところである。

- ① 厚生労働省は、事業主体等に対して次のような指示及び技術的助言を行うこと
 - ア 事業主体に対して、生活保護の実施において、生活保護受給世帯の保有する不動産資産の活用を図ることについての認識を徹底させるとともに、全国会議等で、その活用が適切に行われている事業主体の事務処理、研修教材等の優良事例を取り上げるなどして被保護世帯の保有する資産の活用の徹底を図ること
 - イ 事業主体において、生活保護受給世帯の不動産資産の状況について適時適切に把握するための体制を整備すること
 - ウ 生活保護受給世帯に対する援助方針等に、不動産担保型資金貸付制度の利用についての方針を定めるとともに、同貸付制度を利用した不動産資産の活

用について、生活保護受給者に対して具体的な説明や指導を行うこと

エ 事業主体及び都道府県社会福祉協議会に対し、不動産担保型資金等の事務
手続をより分かりやすく明示することにより、同貸付制度についての誤認を
防止等すること

オ 事業主体と都道府県社会福祉協議会との連携を強化すること

② 厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の
際に、被保護世帯が保有する資産の実態把握及び活用状況の確認を徹底し、制
度の活用等が十分でない実施主体に対して改めて指示を徹底すること

については、不動産担保型資金貸付制度について、再度理解を深めるとともに、
まずは生活保護受給世帯が所有する不動産資産の状況について適切に把握の上、
資産台帳等を整備し、組織的に管理されたい。

また、これらの指摘のうち、研修教材等の事例提供や資産台帳等を管理するた
めの様式等については、追ってお示しする予定であるので、予めご了承ください。

(4) 年金担保貸付利用者の取扱いについて

年金担保貸付制度については、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政
法人の事務・事業の見直しの基本方針」という旨の方針が示されたところである。

これを踏まえ、厚生労働省年金局において、代替措置となり得る他制度の検証を行
いつつ、事業の廃止に向けた具体的な検討を進めている。

また、同制度の廃止に向けた当面の取組として、現行制度の運用の厳格化について、
生活保護関係部局等と連携しつつ、年金担保を契機に生活保護の申請を行う者に対し
ては、貸付制限を強化する方策を検討している。

現在、社会・援護局保護課において、地方公共団体から報告いただいているこれら
の者のリストを独立行政法人福祉医療機構に情報提供し、保護受給期間中については
貸付審査時に制限をしているが、今後、厚生労働省年金局及び福祉医療機構と調整の
上、更なる適正化に向けた検討を進めることとしている。

具体的な取扱いについては、今後改めてお知らせすることとしているが、引き続き、
年金担保貸付を契機に生活保護の申請を行う生活保護受給者については、厳格な態度
で対応するとともに、同制度による貸付制限を行う生活保護受給者のリスト作成に当
たっては、積極的に情報提供いただきたい。

なお、リスト作成に関する情報提供に当たっては、記載ミス等による審査時のエラーが生じないように留意いただきたい。また、現在厚生労働省に登録されている情報について、廃止登録の漏れがないか等の確認作業を追って依頼する予定であるので予めご了承ください。

(5) 医療扶助の適正化について

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）に基づき、生活保護の医療扶助に関する診療報酬明細（レセプト）の電子化が平成23年4月から本格運用される。これまで医療扶助レセプトの電子化に対応するため、「生活保護等版レセプト管理システム」ソフトウェアの開発を行い、全自治体に配付し、さらに、電子レセプトを受領するための専用パソコン等設備を導入する際の費用については、平成22年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金において補助するなどの対策を講じ、早期の受領体制の整備をお願いしてきたところである。

電子レセプトが導入されることによって、都道府県等本庁及び各実施機関において、電子化された医療レセプトを基に、管内全体や医療機関別、生活保護受給者別の医療費分析、傷病別分析など、多彩な統計・分析機能を用い、的確に現状分析が可能となるとともに、医療扶助の適正化に向けた取組や生活保護受給者に対する受診指導等に活用することができるため、積極的な取組をお願いする。

また、電子レセプトの活用等を通じ、下記に掲げる医療扶助の適正化に向けた取組を実施するよう、お願いする（詳細については、追って通知でお示しする予定である）。

なお、電子レセプトを活用した医療費分析等の具体的な方法・マニュアルについては、関係自治体等も交えた場で検討し、追ってその結果をお示しする予定であるので、予めご了承ください。

ア 電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

医療扶助レセプトの点検は、医療扶助を受けている生活保護受給者の病状把握を行うとともに、医療扶助費の適正な支出を図るために必要不可欠なものである。

医療扶助費の適正な支出のため、全自治体におかれては、既に全医療扶助レセプトについて資格・内容点検を実施していただき、適宜点検効果の検証を行い、効果

が不十分と思われる場合は外部点検業者への委託等の点検方法の見直しをお願いしているところである。

また、電子レセプトを活用することで、資格点検においては、医療券の有効性をはじめ、医療扶助受給資格の有無についても自動的にチェックできるようになり、また、連続月（3ヶ月分等）のレセプトに対し診療内容を点検する縦覧点検においては、当該受給者ごとのレセプト抽出（紐付け）等が、紙レセプトに比較し、格段に効率化が図られることから、これまで以上に実効性のある適正な点検実施をお願いしたい。

イ 指定医療機関への効果的・効率的な指導

昨今、奈良の山本病院事件をはじめ、生活保護受給者に対して架空・過剰な診療を繰り返す等、不正請求を行う生活保護の指定医療機関等が散見されている。

都道府県・指定都市・中核市本庁においては、医療扶助の適正な運営に向けて、これまでも指定医療機関に対する検査及び指導を実施していただいているところであるが、実効性ある検査・指導の実施のため、地方厚生局、国民健康保険部局等の関係部局と情報の共有化を図るとともに、合同検査を実施するなど連携強化に努められたい。

また、電子レセプト等により、生活保護の指定医療機関からの請求状況を集計・分析していただき、生活保護受給者に関する請求件数が多い等、他に比べ突出しているケースについては、重点的にレセプトを個別に内容審査を行い、請求内容に問題の疑いがある指定医療機関に対しては重点指導を実施されたい。

ウ 向精神薬における適正受診の徹底

平成22年4月に生活保護受給者が向精神薬を営利目的で大量入手していた事案を受け、同月に緊急サンプル調査を実施し、調査結果については同年9月に公表したところであるが、同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されていた者、全国約2,600人のうちの約7割に当たる約1,800人が、複数の医療機関から不必要に同種の向精神薬を入手するなど、不適切な受診行動が認められた。今回の調査で不適切な受診行動が認められた受給者に対しては、早急に改善指導に取り組むように全自治体に指示したところであるが、今後の対応として、

①電子レセプトの活用等により同一薬の重複処方へのチェックは容易になることから、これらにより、向精神薬の処方について、処方した診療科名、処方量・種類、疾患名等についての的確な実態把握に努めること

②今回の調査結果を踏まえ、厚生労働省社会・援護局保護課から日本医師会等関係団体に対し協力依頼を行ったが、不適切と認められる事例を把握し、適正受診に向けた改善指導を実施するためには主治医等医療機関の協力が不可欠であることから、必要に応じて、都道府県等本庁から管内医療機関に対し、向精神薬の処方に関する協力依頼を行うとともに、複数の医療機関から重複して向精神薬を処方されている場合や、定められた用量を超えた処方がされていると認められる場合には、主治医等への確認や医療機関と協力して適正受診指導の徹底を図ること

③事後審査となる医療扶助のレセプト点検については、従前のレセプト点検においても、同一疾病で複数の医療機関に受診している重複受診は点検していたが、今回の明らかになった事例のように、向精神薬等の重複処方に着目した点検は不十分であったと言わざるを得ない。これまでもレセプト点検体制の整備を含め効果的・効率的なレセプト点検に向けた取組をお願いしているが、こうした不適切な事案を踏まえ、今後、レセプト点検実施においては、向精神薬などの重複処方の観点からも点検実施をお願いする。

エ 後発医薬品の利用促進

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進については、指定医療機関等に対して、社会保険と同様、後発医薬品の使用に努めるよう求めるとともに、各実施機関においては、生活保護受給者に対して、後発医薬品について適切に選択できるための理解を得られるよう周知徹底をお願いしているところである。

今後は、電子レセプトの活用によって、福祉事務所等は、既に後発医薬品のある先発医薬品を処方されている生活保護受給者を的確に把握することができるようになる。

具体的には「生活保護等版レセプト管理システム」を活用することで「医療機関別」、「傷病別」及び「個人別」などの後発医薬品の処方実績が把握することができる。

都道府県等本庁及び福祉事務所におかれては、後発医薬品の処方実績が（他の医

療機関と比較し)低調な医療機関に対し、具体的なデータに基づく処方実績を基に、使用が低調な理由等について意見聴取するとともに、使用促進に向けた協力を依頼されたい。

また、後発医薬品が処方されず、先発医薬品が処方されている生活保護受給者に対しては、個別に助言・指導を行い、必要に応じて差額通知(当該患者が実際に処方された先発医薬品から後発医薬品に切り替えた際の医療費削減額を記載した通知)を用いた具体的な援助を実施するなど、後発医薬品の積極的な活用に向けた理解を得られるよう、取組を講じられたい。

オ 社会保険診療報酬支払基金との連携強化

今般、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)における「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」において生活保護レセプトの審査の充実を図ることとされ、基金において平成22年11月審査分から、生活保護レセプトを重点的に審査すべき医療機関を選定し、その重点審査を実施している。

都道府県・指定都市・中核市本庁においては、医療扶助の適正な運営に向けて、これまでも指定医療機関に対する指導及び検査を実施していただいているところであるが、実効性のある指導及び検査実施のために、基金から当該重点審査の結果を入手する等、基金との間の情報の共有、連携強化に努めるようお願いする。

カ 地方厚生局監査の実施について

平成22年度から地方厚生局の生活保護監査官等により、都道府県・指定都市・中核市本庁に対して、生活保護の医療扶助における適正実施を徹底するために、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査を実施している。

今年度実施した自立支援医療(人工透析療法)の優先適用にかかる監査においては、未だ徹底されているとは言えないことから、次年度においても引き続き同監査を実施する予定であるのでご了知願いたい。(詳細については、追って通知でお示しする予定である)。

(6) 介護扶助の適正化について

生活保護は、「補足性の原理」に基づき、他法他施策の活用が可能である場合は、生活保護に優先することとしており、生活保護の介護扶助についても同様である。

一方、平成21年度に実施した会計検査院が行った実地検査において、障害者自立支援法による自立支援給付等と生活保護の介護扶助との関係について、他法他施策の優先活用が徹底されておらず、是正改善を行うべきという指摘を受けたところである。

他法他施策の優先活用の徹底を図るため、平成22年3月24日付けで「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について（社援保発0324第1号）」を发出するとともに、「生活保護法による介護扶助の運営要領」を改正し、特に障害者自立支援法による自立支援給付の優先活用に関する事務手続及び体制整備について明らかにしたところである。

今後は、これら通知等において明らかにした手続等に基づき、他法他施策の優先活用の徹底に向けて生活保護の適切な事務の執行をお願いする。

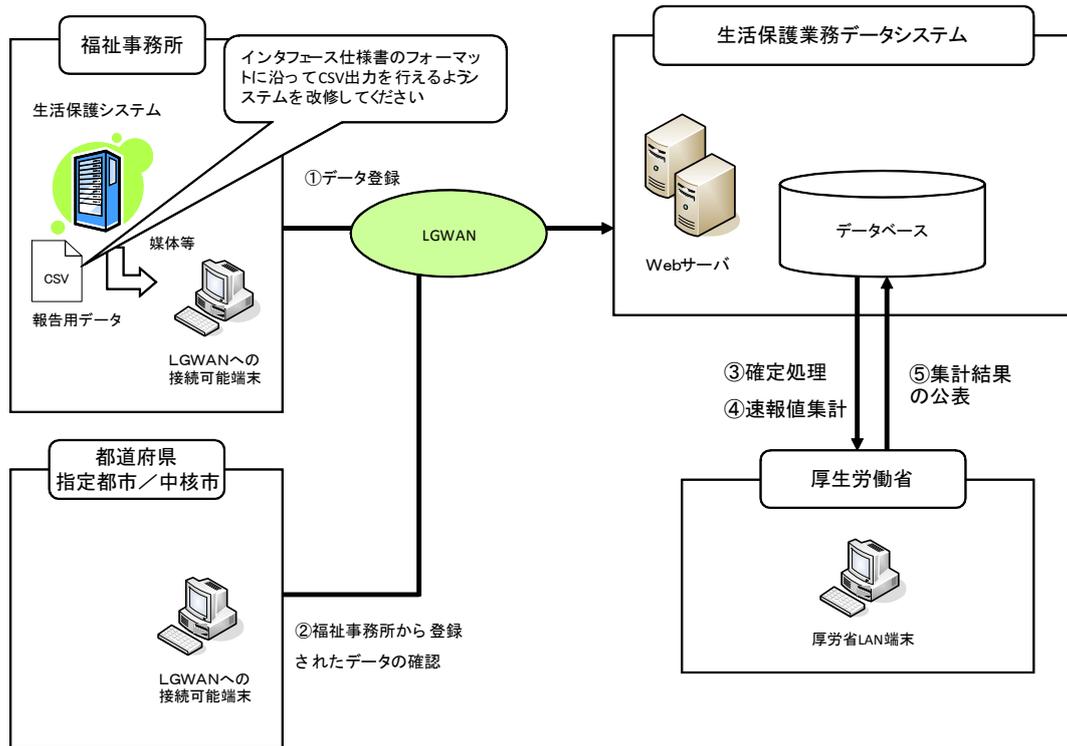
(7) 生活保護業務データシステムについて

近年、生活保護受給世帯が急増する中で、生活保護受給世帯の抱える課題が多様化、複雑化している。このような現状において、適切な生活保護行政を推進していくためには、厚生労働省、自治体及び福祉事務所が生活保護に関係するデータの分析等を通じて適切に現状を把握することが不可欠である。また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

このような課題に対応するため、現在、厚生労働省が実施している各種業務報告、調査を見直すとともに、福祉事務所及び各自治体のデータを一括して定期的に収集し、厚生労働省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースである「生活保護業務データシステム」を構築し、平成22年度から開始しているところである。これにより、より詳細な生活保護動向の分析を可能とし、生活保護の適正化に向けた取組の推進及び政策の企画立案等に活用することが可能になると考える。

既に、各自治体及び福祉事務所においては、生活保護システムの改修等を行っていたところであるが、平成23年4月からの完全実施が可能となるよう、計画的な導入・整備をお願いしたい。

(参考)



(8) セーフティネット支援対策等事業費補助金について

セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る実施要綱及び平成23年度の交付方針については、本年3月中に別途通知する予定である。

また、今後、医療扶助の適正化や年金及び不動産資産の活用に係る取組について別途指示を行うこととしており、当該取組を行う場合の必要な経費について、本補助金の対象とするので積極的に協議されたい。

(9) 外国籍の方の生活保護に係る不服申立について

生活保護制度上、外国籍の方に対する保護は法律に基づく措置ではないという考えから、外国籍の方からの生活保護の申請に対する決定等については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に規定する「処分」には当たらないとし、生活保護に係る外国籍の方からの不服申立てに対しては「却下」とし、「不服申立てができる」旨の教示をすべきではないという取扱いを示してきたところであるが、大分県知事を相手とする外国籍の方からの生活保護申請に関する不服申立についての訴訟が平成21年6月に提起され、平成22年9月に外国籍であることを理由に却下裁決をした

大分県知事の判断は、生活保護法及び行政不服審査法に反し、違法であるという判決がなされたところである。

厚生労働省としては、同判決を踏まえ、これまでの取扱いを見直すこととし、「生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて」（平成22年10月22日社援保発1022第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、外国籍の方からの生活保護申請に関する不服申立の取扱いを改めるとともに、必要な事務手続上の留意点について、各自治体に周知したところである。

本通知は、生活保護制度における外国籍の方に対する保護については、従来の考え方を変更するものではないが、引き続き、外国籍の方に対する保護については、適切な事務執行をお願いしたい。

(10) 保護の処分等に関する訴訟の取扱い

地方自治法に定める第一号法定受託事務について、地方公共団体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）に基づき、直ちに、その旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告しなければならないこととされている。

生活保護も同様であり、各自治体におかれては、生活保護の処分等に関する訴訟が提起された場合は、平成7年3月29日付け厚生省社会・援護局保護課長通知「生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る事務に関する訴訟の取扱いについて」等を参考の上、必ず、直ちに法務局（地方法務局）に報告すると同時に、厚生労働省社会・援護局保護課に連絡するよう、改めて管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

なお、平成22年12月2日付け事務連絡において、同年12月1日時点での保護の処分等に関する訴訟の状況について報告をお願いしたところであるので、ご理解、ご協力いただくとともに、報告について遺漏のないようにご留意願いたい。

-- (参考条文) -----

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

第6条の2 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

5 生活保護法施行事務監査等について

(1) 平成23年度の生活保護法施行事務監査の実施について

ア 都道府県・指定都市が実施する生活保護法施行事務監査

生活保護法施行事務の監査については、①前年度の監査結果に基づいた管内福祉事務所ごとの問題点の把握・整理、②これらを踏まえた的確な指導監査の実施、③当該福祉事務所のその後の改善状況の確認及び指導等一連の事務がPDCAサイクルを意識して、効果的に実施される必要がある。このためには、本庁の生活保護主管課長のリーダーシップと実施体制の確保が不可欠であるが、一部の本庁において、本庁生活保護主管課長が生活保護指導職員にもかかわらず、指導監査等に参画せず、そのため、管内事務所で重大な問題が発生している状況も見受けられる。

については、問題を有する福祉事務所、大規模事務所等に対する指導監査に生活保護主管課長が実地に参加し、改善に向けた指導を行う体制となるようご留意願いたい。

なお、厚生労働省においては管内福祉事務所の数等に応じ、担当課長をはじめ一定数の職員について、生活保護指導職員として人件費を補助しているところであるので念のため申し添える。

イ 国が実施する生活保護法施行事務監査

平成23年度については、次の3類型に分類し実施することとしているので、了解願いたい。

【重点】毎年度、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査（於：縣市本庁）を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

それぞれの類型の対象都道府県・指定都市については、後日、選定の上、連絡することとしている。

また、福祉事務所の選定については、4月の各都道府県・市からのヒアリングの

結果に基づき決定することとしているが、事件・事故の発生した福祉事務所や本庁監査において問題点の多い福祉事務所への監査を実施することとしている。

なお、重大な事件・事故の発生を踏まえ、必要に応じ特別監査等を実施することとしている。

ウ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不正事案、暴力団関係者による不正受給事例など、広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内福祉事務所に対する指導監査の充実が求められている。このため、来年度においても今年度同様、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員を対象に、下記のとおり会議を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の派遣について配慮願いたい。

○ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

対 象 者：各都道府県・指定都市の生活保護指導職員

開催時期：平成23年5月11日（水）～13日（金）

開催日数：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：国の監査の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換 等

(2) 生活保護査察指導員に対する研修について

ア 新任生活保護査察指導員基礎研修会

生活保護制度は現業事務を基本に成り立っており、現業事務を適正に実施するために査察指導機能は極めて重要な機能であることに鑑み、指導監査時における個別指導に加え集団指導として、現業事務経験のない生活保護査察指導員を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内福祉事務所に対して配慮願いたい。

○ 新任生活保護査察指導員基礎研修会

対 象 者：現業事務経験のない生活保護査察指導員

開催時期：平成23年5月25日（水）～27日（金）

開催日数：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：査察指導業務の基本に係る講義及び意見交換

イ 生活保護査察指導に関する研究協議会

査察指導員として一定の経験を有する生活保護査察指導員等を対象に、下記のとおり研究協議会を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内福祉事務所に対して配慮願いたい。

○ 生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の査察指導員の経験を有する生活保護査察指導員等

開催時期：平成23年8月24日（水）～26日（金）

開催日数：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：求められる査察指導業務に係る事例発表及び研究協議

第2 生活困窮者支援について（保護課、地域福祉課）

1 「住まい対策の拡充」の延長について（保護課）

（1）住宅手当制度について

現下の厳しい雇用失業情勢に対応し、住宅を喪失した離職者等への対策に万全を期するため、平成21年10月から「住宅手当緊急特別措置事業」を実施しているところである。

この事業は、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対して、賃貸住宅の家賃として住宅手当を支給することにより、再就職に向けて安定した住居を確保できるよう支援するとともに、各自治体に配置される住宅確保・就労支援員による就職活動支援を目的とするものである。

平成21年10月からの事業開始後の実績は以下のとおりである。

【住宅手当実績】

年 度	支給決定数	就職者数
H21.10～H22.11	60,051件	(B)12,157件
うち新規決定分	(A)47,219件	9,952件
うち延長決定分	12,832件	2,205件

就職率(B)/(A)：24.8%

(厚生労働省保護課調べ)

平成22年4月から多くの方が住宅手当を活用して再就職できるよう、支給要件の一部緩和、支給期間の延長、就職活動要件の一部強化等を実施し、失業等により住居を喪失した方等への対策を強化したところである。

また、公費である住宅手当が暴力団員活動の資金源に繋がることを防止するため、平成22年10月に、暴力団員排除に関する取扱いを示すための実施要領改正を行ったところである。

本事業については、経済・雇用情勢等が依然として厳しい現状を踏まえ、平成23年度も実施できるよう、平成22年度補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金の1年延長を決定したところである。

今後も、利用者の視点に立った必要な運用改善等を図り、離職者が安心して再就職に向けた活動を行うことができるよう、実効性のある支援を実施していくこととしているので、各自治体においても、平成23年度の事業実施に向け、実施体制を整備するとともに、より一層の本事業の周知、広報及び利用促進に取り組んでいただきたくようお願いする。

(2) 住宅手当受給者に対する就労支援の充実・強化について

住宅手当は、安心して再就職に向けた就職活動ができるよう必要な居住環境を確保できるよう支援するとともに、再就職又は収入増に向けた強力な就労、自立支援を目的としており、住宅手当の支給だけでなく、各自治体に住宅確保・就労支援員を配置していただき、住宅の確保や再就職に向けた就労支援を継続的に実施することが極めて重要である。

平成23年度においては、住宅手当受給者に対する支援体制の更なる充実・強化を図るため、各自治体においては、住宅確保・就労支援員の更なる増配置に努めていただくようお願いする。

特に、単なる住宅手当の支給事務担当として活用するのではなく、関係機関との連携構築、ハローワークへの同行訪問など、本来の目的である受給者の住宅確保及び再就職に向けた就労支援の強化を図るために活用していただくようご配慮いただきたい。

ハローワークは、住宅手当受給者に対して「就職安定プログラム」を活用した就労支援ナビゲーターによるマンツーマン支援等を行っているところであるが、更に積極的な就労支援を実施するために、新たに平成23年度予算（案）においては、地方自治体とハローワークが支援チームを構成して、共通の目標の下で住宅手当受給者等の就労支援を実施する「福祉から就労」支援事業を計上しているところである。

住宅確保・就労支援員は、これらハローワークの施策と緊密に連携を図ることにより、より一層の効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

2 ホームレス対策について（地域福祉課）

（1）平成23年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）及び法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成23年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業などを実施することとしているので、各自治体においては、特定非営利活動法人、社会福祉法人等の民間団体（以下「NPO等民間団体」という。）との連携、協力の下、事業の推進を図られたい。

（2）貧困・困窮者の「絆」再生事業について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、「職」と「住まい」を失った方や身寄りがなく路上生活を余儀なくされる方など貧困・困窮者が、地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することが求められているところである。

このため、「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）に「貧困・困窮者の『絆』再生事業」（以下「絆事業」という。）が盛り込まれ、自治体とNPO等民間団体が連携し、いわゆるホームレスはもとより、「職」と「住まい」を失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を新たに対象として支援を行い、地域生活への復帰、路上化予防、再路上化防止を図ることとしている。

この絆事業は、平成21年度第2次補正予算において都道府県に造成された「緊急雇用創出事業基金（住まい対策）」に積み増しを行い、各自治体が行っているホームレス対策事業を拡充して行うこととしており、既に平成22年11月26日付社会・援護局長通知「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』等の一部改正について」（社援発1126第3号）で周知しているところである。

具体的には、

① 現行のホームレス対策事業の対象者の拡大

現行のホームレス対策事業は、ホームレス及び不安定な就労関係にあり定まった住居を喪失している者を対象としているが、ニート、ひきこもり等地域で孤立した生活を営む者であり、支援がなければ路上生活などに陥るお

そのある生活困窮者まで対象を拡げる。

② NPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業を追加

NPO等民間団体と連携した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等を実施していくため、都道府県が適切に事業を実施できると認めた民間団体が実施する事業を追加する。

③ ホームレス自立支援センターの機能強化

ホームレス自立支援センターにおいて、個々の利用者の状況に応じたきめ細やかな支援が可能となるよう、精神保健福祉士などの専門職の配置や生活相談指導員の配置割合の規程を新たに加え、ホームレス自立支援センターの機能強化を図る。

等により、ホームレスの方などの地域生活への復帰等を支援することとしている。

ホームレスの方などへの支援に当たっては、自治体だけでなく、日頃から信頼関係を構築しているNPO等民間団体と連携して事業を実施することが効果的であることから、上記②のNPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業を積極的に活用し、絆事業に取り組まれるようお願いしたい。

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施しているところである。

法は平成24年8月に失効することになっており、今後のホームレス支援のあり方などについて検討する必要があることから、平成23年度においては、毎年実施している概数調査だけでなく、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者に対する生活実態調査やNPO等民間団体、自治体ホームレス対策担当者に対する調査も予定しているところであり、平成23年度予算（案）においても、当該調査に係る経費を確保したところである。

調査の詳細については、おって連絡する予定であるが、各自治体におかれては、本調査に対する御協力をお願いしたい。

3 生活福祉資金貸付制度について（地域福祉課）

（1）総合支援資金の貸付条件の目安の提示について

生活福祉資金貸付制度は、昭和30年度の制度創設以来、各都道府県の社会福祉協議会が実施主体となり時代のニーズに合わせて改善を重ね、低所得者などに対するセーフティネット施策の一つとしての役割を担ってきたところである。

平成21年10月には、現下の経済・雇用情勢に対応するため失業者などの生活の建て直しを支援する総合支援資金貸付の創設、連帯保証人要件の緩和及び貸付利率の引下げ等の内容見直しを行ったところである。その結果、平成21年度の全国の貸付決定件数は約61,500件と、平成20年度（約14,900件）の4倍強になり、貸付決定金額も約379.2億円と、平成20年度（約145.6億円）の2.6倍になっている。

総合支援資金貸付については、貸付限度額及び償還期間の上限を示したうえで、各都道府県（社会福祉協議会）の運用により行ってきたところであるが、今般、住宅手当との連携を一層深め、また、債権管理を適切に行う観点から、貸付条件の運用の目安について示す予定である。

今後、パブリックコメントなどを実施し、広く意見を聴取したうえで平成23年4月以降の借入申込分について適用する予定で検討しているところであり、その内容については、おってご連絡することとしている。

（2）制度の積極的な活用促進について

本貸付事業は、依然として厳しい経済・雇用情勢の中で、離職者を支援するための様々な雇用施策や住宅手当とともに、いわゆる「第二のセーフティネット」として機能することが求められており、また、関係閣僚からなる多重債務者対策本部において平成19年4月に取りまとめられた「多重債務問題改善プログラム」においても、消費者向けセーフティネット貸付の一つとして位置付けられているところである。

こうした負託に応えていくため、各都道府県におかれては、労働行政や消費者行政等関係部局とも連携し、本制度の趣旨を踏まえ、制度の積極的な広報を通じた周知徹底及び相談体制の点検並びに実施主体における貸付に係る事務手続きの迅速化を図るなど、その機能・役割が十分果たされるよう指導願いたい。

(3) 体制強化等について

ア 総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金について

これらの資金がセーフティネットとして機能するケースとしては、

- いわゆる派遣切りで「職」と「住まい」を失い、そのままではホームレスとなるおそれのある者に対し、住宅手当の給付と住宅入居費及び当座の生活費としてのつなぎ資金並びに生活再建中の生活費として生活支援費の貸付が一体となり、セーフティネットとして機能するケース
- 多重債務を抱える者に対して、まず、自立阻害要因となっている多重債務の問題を解消した上で、解消後の生活再建時の生活費についても相談を行い、一時生活再建費及び上記と同じ組み合わせによる生活再建中の各種資金の貸付により、セーフティネットとして機能するケース

が想定されるため、市区町村（福祉事務所、消費者行政担当）や日本司法支援センター（法テラス）等関係機関とも連携し、体制整備に努められるよう、ご指導願いたい。

なお、こうしたケースにおける自立支援策として、貧困・困窮者の「絆」再生事業（第2-2-(2)参照）の活用も考えられることから、生活福祉資金及びホームレス対策担当部署間の連携を図り、創意工夫ある施策の展開についてご検討願いたい。

イ 体制整備について

(ア) 都道府県社会福祉協議会について

生活福祉資金の実施主体である都道府県社会福祉協議会が行う貸付・審査業務に係る事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費及びその他償還対策に必要な経費については、制度の趣旨・目的を踏まえ都道府県に1/2の負担をお願いしているところであることから、これらに関する実態把握を行い、所要の財政措置に特段のご配慮を願いたい。

(イ) 市区町村社会福祉協議会について

窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会の相談支援体制の充実に要する経費については、平成22年度補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金の事業実施期間を23年度末まで一年間延長するとともに、「生活福祉資金の

事業の実施に必要な体制整備」（補正予算額：500億円、補助率：国10/10）を同基金に積み増したところであるが、これは昨年6月の改正貸金業法の完全施行により、消費者金融からの借入が制限された方などからの相談が増加することなどを想定し予算化したものである。

総合支援資金貸付に関する総合相談は、懇切丁寧な接遇を必要とし、多大な業務量となるため、市区町村社会福祉協議会の実情をよく把握され有効活用されたい。

(ウ) 福祉サービスの向上について

厚生労働省に寄せられる「国民の声」の中には、依然として、相談窓口の接遇に関するものも寄せられているところであるが、上記基金の活用、案内のあり方、協議会での他機関との連携等を総合的に推進され、繰り返しになるが、懇切丁寧な福祉サービスの実施に努められるようご指導願いたい。

第3 地域福祉の推進等について

(地域福祉課、総務課、災害救助・救援対策室)

1 地域福祉の推進について (地域福祉課)

昨年夏に生じた、いわゆる所在不明高齢者問題や猛暑による熱中症問題等の地域社会における問題に対応するためには、地域住民が孤立しないよう、見守り機能を強化し、地域社会で支え合い、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができる社会をつくることが重要である。

このような社会を構築するためには、地域福祉の推進が必要であり、地域福祉計画の策定を始め、安心生活創造事業及び日常生活自立支援事業の推進、民生委員活動の推進等の取組が期待される。以下、具体的な内容について述べる。

(1) 安心生活創造事業について

近年、単身世帯の増加や地域社会及び家族からの孤立等により、見守りなどを行う地域コミュニティの再構築が特に求められており、地域ケア体制整備構想の推進など、公的サービスと制度外の生活支援サービスが包括的に提供がされる取組がなされている。こうした一環として、社会・援護局地域福祉課では、平成21年度から、一人暮らし世帯などへの「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行う「安心生活創造事業」を創設し、実施してきたところである。本事業は、

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

といった事業の3原則を前提として、厚生労働省が選定した58の地域福祉推進市町村が、平成23年度まで実施するモデル事業となっている。

また、本事業の評価・検証を行うため、社会・援護局地域福祉課に「安心生活創造事業推進検討会」を設置し、昨年11月までに4回開催しているが、平成21年度と22年度で実施した、上記①の漏れない把握、過疎地域などにおける新たな担い手の育成及び見守り・買い物支援等の成果と課題を整理しているところであり、平成23年度についても引き続き、総合相談、権利擁護、地域の自主財源づくり等の観点から評価・検討を行う予定である。地域福祉推進市町村の取組状況については、現在、厚生労働省のホームページに掲載しているため、各市区町村における基盤支援の充実の参考にして頂くよう、管内市区町村に周知願いたい。

(2) 日常生活自立支援事業について

今後、認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が進むことが見込まれる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える本事業の普及は喫緊の課題である。

こうしたことから、本事業の実施に当たり、きめ細やかな相談支援体制を整備するため、平成22年度予算において、事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会の全市整備を推進するとともに、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結前の相談業務や成年後見制度への移行についても支援を行うこととしたところである。

都道府県・指定都市におかれては、本事業の重要性を考慮いただき、基幹的社会福祉協議会の増設や従事者の確保を進めるなど、本事業の更なる充実を図るための財源措置などについて積極的に対応願いたい。

(3) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について

昨年夏のいわゆる所在不明高齢者問題に関連して、7月末時点の計画の策定状況に関する調査をお願いしたところである。

その調査の結果、市町村地域福祉計画については、策定済みの市区町村が、昨年3月末の850か所(48.5%)から7月末の855か所(48.8%)と増加し、また策定予定の市区町村が30か所増加していたところであるが、町村における計画策定率は31.5%であり、市区部の69.1%と比べて低い状況であった。

一方、都道府県地域福祉支援計画については、7月末時点で37道府県において策定済みであるが、10都県が未策定である。計画の策定は各自治体の判断に委ねられているものではあるが、地域福祉を推進するために、積極的な計画策定をお願いしたい。

厚生労働省では、本調査などによって得られた地方自治体の状況を踏まえ、特に小規模な市町村を中心に、厚生労働省のホームページに優良事例を掲載しているので、計画の策定に当たって参考にさせていただくよう、管内市区町村に周知願いたい。

また、地域福祉計画などの策定状況については、例年調査を実施し各自治体の取組状況を把握させていただいているところであり、本年度も3月上旬頃に実施する予定であるので、ご協力願いたい。併せて、当該調査の結果については公表することとしているのでご了知願いたい。

(4) 民生委員について

ア 民生委員の一斉改選について

民生委員については、昨年12月1日に一斉改選を行ったところであるが、その際、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。今回の一斉改選により、定数は233,905人、委嘱数は228,550人となり、前回（平成19年）の一斉改選と比較すると、定数は1,802人、委嘱数は1,266人増加している。定数に対する委嘱数の割合（充足率）は97.7%であり、前回（97.9%）とほぼ同水準となっている。

民生委員の候補者の選任に当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体やNPO法人等多方面から幅広く推薦を得ていただくなどにより、引き続き人材の確保に努めていただきたい。

イ 民生委員に対する個人情報の提供について

少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、高齢者などへの虐待や孤立死の問題等、地域においては、多様な生活課題が顕在化し、地域において住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員に期待される役割は、ますます大きくなっているところである。

しかしながら、市区町村においては、個人情報保護に過度に敏感な考え方などにより、要援護者の情報が民生委員に適切に提供されていないとの声がある。厚生労働省では、昨年9月に市区町村の個人情報の提供状況に関する抽出調査を実施したところであるが、調査対象市区町村の約半数が「高齢者（65歳以上）単身世帯」であるとの情報を提供してないことが明らかになった。

もとより、民生委員の立場は、地方公務員法第3条3項に基づく特別職の地方公務員であり、民生委員法第15条において守秘義務が規定されており、また、民生委員に対する個人情報の取り扱いについては、平成19年8月10日付厚生労働省関係課長連名通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」において、日頃から民生委員児童委員などの関係機関との間で必要な情報の共有を図り、また、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行っていくことが必要である旨の通知がされているところである。

今後、厚生労働省では、個人情報の提供に慎重な自治体の問題意識を受けて、積極的に個人情報を提供している市区町村の好事例を収集し、提供する予定である。各都道府県におかれては、管内市区町村に対し、民生委員活動に必要な個人

情報の提供を行うよう助言を行っていただくとともに、民生委員の保有する個人情報情報が第三者に漏えいすることがないように、個人情報の適切な管理方法などに関して研修を強化するなど、ご協力をお願いしたい。

ウ 民生委員による不祥事の防止について

民生委員による不祥事については、度々報告されているところであるが、民生委員は住民の生活相談に応じるなど社会福祉を増進する役割を担っていることに鑑みると誠に遺憾である。今後、このような不祥事が発生することのないよう、都道府県などが実施する研修などの場を通じて、各民生委員が、その立場や役割等を十分に認識し、それぞれの職務に真摯に取り組むよう周知徹底されたい。

エ 国の出先機関改革と民生委員の委嘱事務について

民生委員の委嘱事務については、全国知事会における「国の出先機関原則廃止 P T」において「地方移管する事務」に仕分けされているが、厚生労働省としては、先般の第 8 回地域主権戦略会議において、大臣委嘱を維持すべきとの見解を示したところである（下記参照）。なお、同会議が策定した「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が平成 22 年 12 月 28 日に閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進することとされたところであるが、民生委員の委嘱事務については当該プランでは触れられていないので、ご了知願いたい。

(参 考)

第 8 回地域主権戦略会議（平成 22 年 11 月 29 日）提出資料

『「自己仕分け」の再検討結果（各府省提出資料）』（抜粋）

2. 再検討の結果、下記については地方の要望があることを踏まえ、引き続き地方と協議していくこととする。

→ 「民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名」については、「国の出先機関原則廃止 P T」において「地方移管」とされているが、当事者団体からは、無報酬である民生委員・児童委員の使命感や責任感の醸成に当たっては厚生労働大臣による委嘱こそが有意義であるとの見解が示されていることも踏まえ、国に残した上で、地方自治体の推薦手続に係る事務負担の徹底的な軽減等について、引き続き地方と協議していくこととする。

2 矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉サービス等を受けてきていない人が少なくなく、親族等の受入先を得られないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。

このため、平成21年度から「地域生活定着支援事業」を実施し、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備している。

矯正施設所在地及び矯正施設退所者の帰住地は、全国に分布するため、地域生活定着支援センターが、その役割を果たすためには、全都道府県に設置し、全国的なネットワークを築き、対応する必要がある。現在未設置の都県におかれては、事業の実施について積極的に御検討いただき、平成23年度中の設置をお願いしたい。

【地域生活定着支援センターの事業】

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。

② フォローアップ業務

前記のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた施設等に対して、処遇上の助言等を行う。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

(参考)

1 地域生活定着支援センター整備状況

- 平成21年度に開設 11県
- 平成22年度に開設 26道府県（平成22年末現在）
- 合計 37道府県（平成22年末現在）

2 平成23年度予算案の概要

- 予算案 : セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数
- 実施主体 : 都道府県（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）
- 補助率 : 定額（10/10相当）
- 1か所当たり事業費 : 1,700万円（12か月分の所要額）

(内訳)

- ①体制費 人件費（4名）・・・社会福祉士などを配置
- ②活動事務費 活動旅費、機器等借料、通信運搬費、消耗品費、関係機関打合せ会議経費等

3 ひきこもり対策について（総務課）

厚生労働省では、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきたが、

- ① ひきこもりに特化した相談窓口がないため、本人や家族が十分相談できずにいるのではないか、
 - ② 関係機関のネットワークがまだ十分に形成されていないのではないか、
 - ③ 本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていないのではないか
- などの課題に対応するため、平成21年度から「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県・指定都市に整備することとした。

このセンターは、ひきこもり状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、本センターに配置されるひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うものである。

都道府県・指定都市におかれては、本事業の活用により、ひきこもり対策の充実を図るようお願いしたい。

また、平成22年5月に公表された「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」において、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援が有効な支援法とされたことから、ひきこもり地域支援センターの事業費を増額し、アウトリーチの拡充を図ることとしたので積極的な訪問支援をお願いしたい。

【ひきこもり地域支援センターの事業】

① 第一次相談窓口としての業務

ひきこもり本人、家族からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、本人の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。
また、家族からの要請等により、巡回訪問などを実施する。

② 他の関係機関との連携

本人の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡会議を設置し情報交換を図るなど各関係機関の恒常的な連携を図る。

③ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

(参考)

1 ひきこもり地域支援センター整備状況

- 平成21年度に開設 18自治体
- 平成22年度に開設 9自治体（平成22年末現在）
- 合計 27自治体（平成22年末現在）
- その他自治体単独のひきこもり相談窓口を7県・指定都市で設置

2 平成23年度予算案の概要

- 予算案 : セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数
- 実施主体 : 都道府県・指定都市（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）
- か所数 : 都道府県・指定都市に各2か所（合計132か所）
- 補助率 : 1/2（国1/2、都道府県・指定都市1/2）
- 1か所当たり事業費 : 1,000万円程度（調整中）

（内訳）

（1）既定分

①ひきこもり支援コーディネーター設置経費

- ・謝金（2名（専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）、一般職員））
- ・巡回指導旅費

②関係機関連絡協議会経費

- ・委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料

③普及・啓発経費

- ・企画検討委員会（委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料）
- ・リーフレット作成費

（2）アウトリーチ職員設置経費（新規）

- ・謝金（1名）
- ・巡回指導旅費

4 災害対策等について（災害救助・救援対策室）

（1）防災態勢の強化について

昨年、平成22年梅雨前線による大雨（6月中旬～7月中旬）、鹿児島県奄美地方における大雨（10月下旬）といった大規模な風水害が発生し、多数の住家被害と尊い人命が失われた。

また、2月下旬にはチリ中部沿岸を震源とする地震による津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸には津波警報（大津波）が発表され、多数の世帯に対し避難指示・避難勧告が発令される事態となった。幸いにも被害は少なく済んだものの、いっどこでも自然災害は起こりうるということを改めて認識させられたところである。

近年発生している記録的な局地的豪雨は、予測が困難である一方、極めて短時間のうちに多くの住家被害と犠牲者を生じさせるおそれがあることから、特に注意が必要である。

このため、常日頃から、防災態勢の強化等に努めるようお願いしているところであるが、今後とも、より一層の市町村との連絡体制の強化や適切な応急救助の実施体制の整備を図られたい。

（2）災害救助法の運用について

ア 都道府県における体制整備

都道府県は、災害救助法（以下「法」という。）における応急救助の実施主体であることから、大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、特に次の事項に留意され平常時に準備していただくとともに、災害時には迅速な対応を図られたい。

（ア）法適用の判断

法適用の決定については、その後の応急救助の実施に大きく影響を及ぼすものであることから、法所管課においては、法の

趣旨、適用基準の考え方について十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行うなど、迅速かつ十分な対応を図られたい。

法の適用基準については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3号前段で、市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定め、被害住家の数で判断することになっている。

しかしながら、この滅失世帯数に達しない場合であっても、同項第3号後段及び第4号に該当する場合、法を適用することが可能となっている。

特に、同項第4号については、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするなど、厚生労働省令で定める基準に該当する場合にも法を適用することが可能であり、迅速な災害救助を実施できるようになっているので、適用にあたっては、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討のうえ判断をお願いしたい。

(イ) 被害状況の迅速な把握

被害状況の把握については、災害救助法の適用判断の基礎となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

このため、平常時より市町村の被害状況の把握方法について確認しておくとともに、不備と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。なお、住家の被害認定については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結ぶなど、応援、協力体制を整えておくようお願いしたい。

法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核

市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況等を把握するよう努められたい。

法適用後においては、被害状況、法に基づく救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際の災害においても、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出等、救助業務は市町村に委任して行われているところである。

都道府県におかれては、応急救助の実施主体として、市町村に委任した事務について、常にその状況把握に努めるとともに、万一、市町村において事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努められたい。

(ウ) 大規模災害への準備

大規模災害が発生した場合は、避難所設置の長期化が予想される。避難所を早期に解消するためにも、応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理等の迅速な対応が求められる。

応急仮設住宅の建設については、大規模災害時に大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成するなど準備をされたい（なお、応急仮設住宅の建設だけでなく、民間賃貸アパート等を借り上げて対応することも可能であるので、被災地域の状況や被災者の意向を勘案し、適切に対応されたい。）。

また、住宅の応急修理については、委任を受ける市町村が迅速に取りかけられるよう予め実施要領を作成し、市町村職員に対して研修等で周知するとともに、工務店等の応急修理を実施する事業者の指定を行い、名簿を作成しておくなどの準備をされたい。

(エ) 局地的な大雨について

近年、局地的な大雨が各地で観測されている。このような局地的大雨は、急激に天候が変化し、非常に強い雨が降るため、降った雨が低い場所へ一気に流れ込み、急な河川の増水や冠水など、短時間でも大きな被害が発生するとともに、狭いエリアでの大雨のため、状況の把握が困難である。

法による救助は、災害発生直後の応急救助を実施するものであり、災害により現に救助を必要とする者に対して行うものであるため、法に基づく適切な応急救助を行うためには、とりわけ迅速な情報把握が不可欠である。

悪天候時に、最新の気象情報を把握し、周辺の河川や冠水危険地域の状況等について、逐次情報収集を行うのは当然のこと、平時より情報収集手段、被害状況の把握方法等について再点検を行い、災害の発生時には、より迅速な情報収集と情報伝達が図られるよう、十分な準備をお願いしたい。

また、都道府県におかれては、日頃から管内市町村との連携に努めるとともに、災害発生のおそれが生じた場合には、市町村において住民への迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう体制の強化を促す等、市町村と連携した適切な応急救助をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について(平成16年10月28日政防第842号)」が発出されている。

(オ) 特別基準について

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年3月31日厚生省

告示第 144 号。以下「一般基準」という。)に基づき実施されているところであるが、被害の状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能となっている。特別基準を設定する場合には、速やかに厚生労働省に協議（まずは電話による協議で可）され、災害現場の状況を踏まえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

なお、特別基準の協議にあたっては、一般基準の期限内に、協議を行う理由（被災地における当該救助の具体的実施状況等）について、当室に報告されるようお願いしたい。特別基準の再延長が必要となる場合についても、同様に報告されたい。

（参考）法施行令第 9 条

第 1 項 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第 2 項 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

イ 市町村への助言

法による応急救助に係わる必要な対応については、特に次の事項に留意しつつ、管内市町村に対し実施体制の整備が図られるよう、適切な助言を行われたい。

○特に特殊な救助の必要性や多数の住民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合には、都道府県において市町村からの情報をもとに法の適用を早急に検討する必要があるので、情報収集・連絡手段の確保を図るとともに、常日頃から被害状況等を迅速に都道府県へ報告させることを徹底されたいこと。

○災害救助法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅など

の部局との役割分担及び連携方法を平常時において明確にされたいこと。

- 市町村は災害救助に関する実務を担う重要な組織であり、法に基づく救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きいことから、都道府県におかれては、市町村の災害救助担当者に対して研修や図上訓練等を実施し、災害救助業務の実務と運用について一層の周知を図られたいこと（なお、毎年梅雨・台風等の出水期前に都道府県担当者を対象にした災害救助担当者全国会議を開催しているので、当該会議内容についても十分伝達されたい。）。
- 特に大規模災害時における避難所の環境整備、応急修理の迅速な実施、応急仮設住宅の供与にあたっての各都道府県と管内市町村の役割分担等については、予め調整を行われたいこと（なお、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、体育館の床に畳やマットを敷く、プライバシー確保のために間仕切り用パーテーションを設ける等のほか、冷暖房機器、洗濯機、仮設トイレ（洋式を含む）、簡易シャワー・風呂等の設置も必要となるため、関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。）。

（3）災害時要援護者への対応について

ア 災害時要援護者の避難支援対策

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題である。

このような認識の下、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月改定)」、「災害時要援護者対策の進め方について(平成19年4月)」のとりまとめや「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン(平成20年4月)」において、避難支援プランの全体計画等の策定等、様々な取り組みを行ってきたところである。

昨年発生した平成22年梅雨前線による大雨においては、各地で水害・土砂災害が発生し、災害時要援護者をはじめ多くの方々が被災したところであり、都道府県におかれては、市町村において災害時要援護者の避難支援対策の一層の強化が図られるよう、災害時要援護者支援対策について万全の体制で取り組まれない。

なお、昨年来の災害対応を踏まえ、現在、政府において「災害時の避難に関する専門調査会」が設置されており、今後、災害時要援護者の避難のあり方等についての検討が行われることとなっているのでご留意願いたい。

イ 福祉避難所の設置・推進

災害の発災後、被災者は避難所等への避難を強いられる。その際、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等にあつては、一般の避難所では生活に支障をきたすことがあるため、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要となる。そのため、それらの方に対して適切にサービスを提供する避難所として、福祉避難所の設置及びその推進が求められているところである。

厚生労働省としては、福祉避難所の設置・活用の促進のため「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」（平成20年6月）をお示しするとともに、毎年の災害救助担当者全国会議等を通じて、周知等に努めているところであるが、平成22年3月末現在、1カ所以上指定済の自治体の割合は、34.0%である。

各都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、改めて、管内市町村に対して、福祉避難所の一層の周知を図るとともに、次の事項についても留意しつつ、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けた取り組みをお願いしたい。

なお、福祉避難所の事前指定に当たっては、福祉避難所に適した施設と人材の確保について、広域的な視点での調整を図りつつ、管内市町村への支援を行うようお願いしたい。

○各市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取り組み

（避難支援プランの全体計画の策定、個別計画の策定、災害時要援護者名簿の整備等）と併せて、福祉避難所の必要数等についての把握を行うなど、一体的な推進を図られたいこと。

- 量的確保のため、あらかじめ適切な施設（具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー）された施設）の指定や介助員等の派遣の体制について関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- 災害時要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材があげられるが、これらのものが、災害時、円滑な供給体制が図られるよう、平常時から、備蓄又は関係団体等との協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと（なお、災害救助基金により紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄が可能である。）。
- 高齢者、障害者等の災害時要援護者本人が参加する当事者参加型の訓練を行うことによって、具体的なニーズが顕在化することから、災害時要援護者の様々なニーズに対応するため、福祉避難所運営マニュアルを整備するなど、その質的確保を図られたいこと。
- 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、次のような特別の配慮のための実費を加算することができることとなっていること。
 - ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置
 - ・高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
 - ・紙おむつ、ストーマ用装具など要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用
- 社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じる費用については、介護保険制度による対応となるため、法による救助の対象とはならないので留意願いたいこと。

(4) 災害救助対策事業について

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するため、都道府県が管内市町村の関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行うものである。

このような事業趣旨と各自治体における災害対応時の経験、地域住民の要望等を踏まえ、地域の特性等に配慮した防災体制強化の観点から、被害の軽減、未然の防止をねらいとして、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの関連部局間で連絡調整のうえ、十分な活用をお願いしたい。

(5) 降積雪期における防災体制の強化について

過去の自然災害をみると、降積雪期においては、雪下ろし等除雪作業中の事故や雪崩による犠牲者が発生している状況にある。近年では、平成18年豪雪において、多数の犠牲者が発生し、雪害としては戦後2番目の被害となったところである。

今期においても、大雪による災害の発生に十分注意を払い、発災のおそれが生じた場合には迅速な対応がなされるよう、態勢の整備を図られたい。(平成22年12月13日付通知参照)

(6) 災害弔慰金等について

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、市町村が迅速かつ的確に事務を遂行できるよう制度の周知等に特段の配慮を願いたい。

特に、2以上の都道府県において災害救助法が適用された場合には、同一の災害により生じた被害で、法が適用されていない市町村

の被害も災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるので留意願いたい。

(7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法) について

国民保護法施行以降、国民保護計画の策定が進んだことなどから、今後は、運用面での実効性を高めていく段階に至っており、各都道府県においては国民保護訓練を実施することが有効であると考えられるので、取り組まれたい。

なお、国と地方が共同して国民保護訓練を実施する場合、この共同訓練に要した費用については、所定の経費を除き国庫負担の対象となっているので申し添える。

第4 福祉・介護人材について（福祉基盤課）

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会

介護福祉士制度については、少子高齢化の進展等による国民の福祉・介護ニーズの一層の拡大・多様化を踏まえ、その資質の向上を図る観点から、平成19年に資格取得方法の見直し等を内容とする法改正を行うとともに、教育カリキュラムの見直し等を行ったところである。

- その際、介護福祉士の資格取得方法のうち、実務経験ルート（改正前は実務3年＋国家試験）については、6月以上の課程を新たに義務付け、平成24年度より施行することとした。
- しかしながら、これによる資質向上が期待される一方、現在の介護分野においては、離職率が高く、地域によっては人手不足が生じているなどの課題があり、介護人材の量的な確保に向けた見直しが必要との意見がある。
- そのため、介護福祉士の資質向上と量的確保が可能な限り両立されるよう、昨年3月29日に「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」を立ち上げ、この検討会の中で、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方等について検討を行っており、介護職員研修等の実施状況に係る調査等も実施し、昨年8月13日には、これまでに出示された意見の要点と今後の検討の方向性を中間まとめとして取りまとめた。（中間まとめ概要については、参考資料2を参照）
- その後、「認定介護福祉士（仮称）」の養成の在り方や、介護福祉士に至るまでのキャリアパスの在り方等について、現場の介護職員の意見も聞きつつ、検討を進めており、今後、1月中を目途に報告書のとりまとめを行う予定であるので、ご留意願いたい。

(2) 福祉・介護人材確保の現状と課題

人口減少社会を迎え、労働力人口は減少する見通しであり、平成20年の労働力人口は約6,600万人であったが、平成37年には約5,800～6,300万人になるものと推計される。

介護分野については、平成20年の介護職員は約128万人であり、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約212～255万人の介護職員が必要となる見込みである。

また、介護分野で働く介護福祉士については、平成20年は約40.6（介護職員に占める介護福祉士の割合は31.7%）であり、ここ数年は、年4～5万人程度増加している。

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇したが、その後は経済情勢の変化により大幅に低下している。

（平成18年度：1.74倍→平成20年度：2.20倍→平成21年度1.33倍）

しかしながら、中長期的には上記のような需給状況から、人材難の傾向が続くと考えられ、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要である。

また、現下の引き続き厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野として、今後の雇用の受皿として期待されているところである。

○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）（抜粋）

我が国は、国民皆保険制度の下、低コストで質の高い医療サービスを国民に提供してきた結果、世界一の健康長寿国となった。世界のフロンティアを進む日本の高齢化は、ライフ・イノベーション（医療・介護分野革新）を力強く推進することにより新たなサービス成長産業と新・ものづくり産業を育てるチャンスでもある。

したがって、高い成長と雇用創出が見込める医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置付けるとともに、民間事業者等の新たなサービス主体の参入も促進し、安全の確保や質の向上を図りながら、利用者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築する。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省は関連部局の連携の下、各種の福祉・介護人材確保対策を進めており、当局においては、平成20年度2次補正予算（平成21年度1次補正において積み増し）、平成21年度当初予算から福祉・介護人材確保のための緊急対策を実施している。（平成23年度まで）

○福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置

（障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業）

【20年度2次補正 205億円】（1）～（4）

【21年度1次補正 98億円】（5）～（6）

- (1) 進路選択等学生支援事業
- (2) 潜在的有資格者等養成支援事業
- (3) 複数事業所連携事業
- (4) 職場体験事業
- (5) 福祉・介護人材マッチング支援事業
- (6) キャリア形成訪問指導事業

○介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充【20年度2次補正 320億円】

○福祉・介護人材確保緊急支援事業

【21年度当初～ セーフティネット支援対策等事業費補助金の内数】

- (1) 福祉・介護人材定着支援事業
- (2) 実習受入施設ステップアップ事業

(3) 福祉・介護人材確保対策の促進

前述のとおり、福祉・介護人材確保対策の必要性が更に増してきているものの、事業によっては取組が低調なものがあるため、各都道府県においては、福祉人材センター等の関係団体と連携を図りつつ、より一層の積極的な取組をお願いしたい。

特に、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置（障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業）については、メニュー事業の着実な実施とともに、地域の実情に応じた事業を実施することが可能であることから、他自治体の好事例等も参考とされつつ関係団体とも十分に調整いただき、的確な事業の企画・立案をお願いしたい。（事業の実施状況については、参考資料3、4を参照）

ア 介護福祉士等修学資金貸付事業に関する留意事項

若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成20年度2次補正において貸付原資等の補助及び貸付条件の緩和を行ったところである。

各都道府県においては、次年度以降も計画的な貸付けをお願いするとともに、貸付希望者において入学時等必要な時期に必要な資金が交付されるよう、貸付審査時期の前倒しなど貸付希望者の利便性に配慮した事業運営をお願いしたい。

イ 緊急雇用対策による「介護雇用プログラム」について

求職者が働きながら介護福祉士やホームヘルパー等の資格を取得することが出来る「介護雇用プログラム」については、今般、平成22年度1次補正予算で「重点分野雇用創造事業」が拡充され、事業の実施期間が平成23年度末まで（一部事業は24年度まで）延長されることとなったので、各都道府県においては、引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成24年度に実施可能な事業は、2年間の事業実施期間を要する介護福祉士の資格取得を目指す介護雇用プログラム等、平成23年度中に雇用を開始し、雇用期間の終期が平成24年度までとなる事業であるので留意願いたい。

(4) 福祉人材センターにおける人材確保対策

ア 中央福祉人材センターにおける取組

中央福祉人材センターにおいては、都道府県福祉人材センターや福祉人材バンクに対し、職員研修やブロック会議の開催、メールニュース等により福祉人材確保関連の施策動向や各センター・バンクの取組事例等の情報提供や指導等を行っている。

また、広く国民に向けても、ホームページ「福祉のお仕事」（求人・求職情報システム）、「福祉のお仕事スタート」（福祉の仕事・資格・進学等の情報サイト）による情報提供を行っている。

各都道府県においては、都道府県福祉人材センターと連携のうえ、これらの情報の積極的な活用と周知をお願いしたい。

○福祉のお仕事 <http://www.nw.fukushi-work.jp/>

○福祉のお仕事スタート <http://www.shakyo.or.jp/fukushi-start/>

イ 都道府県福祉人材センターにおける取組

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護分野への無料職業紹介事業や人材確保に向けた各種研修等を実施する「福祉人材確保重点事業」（セーフティネット支援対策等事業費補助金）の実施機関として、従来より福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

また、「福祉・介護人材マッチング支援事業」（福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置）では、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、ハローワークや施設・事業所等を訪問して新たな職場開拓や求職者にふさわしい職場紹介等を行い、より積極的な人材確保に取り組むことが可能であるため、各都道府県においては、当該事業の積極的な活用と周知をお願いしたい。

なお、無料職業紹介事業に必要な情報を管理する「福祉人材情報システム」については、平成23年10月末にWEBシステムのサーバリース期限を迎えるため、現在、中央福祉人材センターが中心となり、システムの更新案を検討中であるので、各都道府県においては、都道府県福祉人材センターと調整いただき、システムの円滑な移行に協力をお願いしたい。

ウ ハローワークとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であり、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策については、「福祉人材センター等とハローワークとの効果的な連携のあり方について」（平成19年5月31日社会・援護局長通知、平成21年10月16日一部改正）においてお示ししているところである。

前述の「福祉・介護人材マッチング支援事業」等においては、両組織の職員の連携が図られているところであるが、各都道府県においては、両組織と調整いただき、より利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施をお願いしたい。

(5) 福利厚生センターによる福利厚生事業

中小規模の事業者が多い社会福祉事業において魅力ある職場づくりを進めるためには共同によるスケールメリットを活かして従事者の福利厚生の充実を図ることも重要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的として厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、生活習慣病予防検診費の助成、結婚・出産・入学祝い品や資格取得・永年勤続記念品の贈呈、弔慰金・見舞金の給付、スポーツクラブ・リゾート施設の利用、地域における会員交流事業等45種類のサービスを提供している。

これらの多種多様なサービスは、小規模な社会福祉事業者が単独では実施することが難しい福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものとなっている。

福利厚生センターにおいては、事業の一層の効率化を図り、会員の希望が高いメニューの拡充等を行うこととしているので、都道府県においては、社会福祉事業を実施する者に対し、福利厚生の充実が図られるよう、各種説明会等を通じた周知に一層のご協力をお願いしたい。

なお、福利厚生センター事業は、都道府県社会福祉協議会等を業務受諾団体として実施されており、サービスメニュー及び加入状況については参考資料6を参照願いたい。

(6) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的社会福祉従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）を設置している。

また、社会福祉主事養成課程等を通信教育科として設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年、長期履修制度の場合2年）
- 大学院 社会福祉学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年）
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年）
社会福祉士養成課程（1年7月）
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月）
精神保健福祉士短期養成課程（9月）

〔問い合わせ先〕 日本社会事業大学総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

ア 福祉専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象として幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成することを目的とした我が国唯一の福祉の専門職大学院が、平成16年度に設置された。

専門職大学院においては、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れており、これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（3名）、東京都（1名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているところであるので、各都道府県においては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※ 平成21年度より、現職者には働きながら学べる2年間の長期履修制度を導入

※ 修士（専門職）の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

【第Ⅲ期入学試験】

平成23年1月23日（日）（出願期間12月10日（金）～1月7日（金））

【第Ⅳ期入学試験】

平成23年3月5日（土）（出願期間1月28日（金）～2月18日（金））

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、都心にある文京区茗荷谷キャンパスにおいて、専門職大学院の教員が中心となり、

- 社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上を図るため、中堅職員向けの「スキルアップ講座」
- 福祉事務所や児童相談所等の福祉行政機関が処遇困難事例の対応策を学ぶことができる「福祉マイスター道場」
- 福祉経営に携わる職員向けに総合的に経営のノウハウを学ぶことのできる「福祉経営塾」

を実施しているので、各都道府県においては、リーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知願いたい。

○日本社会事業大学ホームページ

「専門職大学院リカレント講座」

http://www.jcsw.ac.jp/s_guniversity/skill_kouza.html

※ スキルアップ講座、福祉マイスター道場、福祉経営塾の詳細な情報、申込方法等は随時更新

(7) 社会福祉事業従事者に対する研修等

今後ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るため、平成23年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

ア 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県においては、福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。（研修内容の詳細については、参考資料7を参照）

○中央福祉学院における研修事業（予定）

[委託事業]

・社会福祉主事資格認定通信教育課程	2,000人
・社会福祉施設長資格認定通信教育課程	300人
・社会福祉法人経営者研修課程	600人

[補助事業]

・児童福祉司資格認定通信課程	200人
・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程	50人

[問い合わせ先] 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

イ 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成23年度は以下の研修を開催することとしている。

○国立保健医療科学院における研修事業（予定）

・都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修	
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	100人
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	100人
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当	100人
・福祉事務所所長研修	70人
・生活保護自立支援研修担当育成研修	30人
・児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	60人
・介護保険指導監督中堅職員研修	120人
・都道府県障害程度区分指導者研修	100人
・ユニットケアに関する研修	170人

〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部教務課

埼玉県和光市南2-3-6

TEL 048-458-6111 <http://www.niph.go.jp/>

(8) 「介護の日」について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、11月11日を「介護の日」と定めているところである。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発等を図っていくため、「介護の日」前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

厚生労働省においては、本年度、「介護の日」の普及・啓発のための広報用ポスターのデザインを広く公募するとともに、各自治体等の御協力を得て、全国各地の事業所のユニークな取組を募集し、いずれも多数の御応募をいただいたところである。

また、各自治体においても、地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施していただいたところである。

このように、「介護の日」の普及・啓発に向けて、各自治体等の御尽力をいただいたことに関して、厚く御礼を申し上げます。なお、本年度の各自治体等の取組については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参照されたい。(http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kaigo-day/index.html)

来年度以降も、これまで以上に介護に対する啓発を図るべく様々な取組に努めていきたいと考えているので、各自治体等からも積極的な御意見を頂きたい。また、今後とも、管下の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、御協力をお願いしたい。

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（E P A）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

- ・ 平成20年度 104名の候補者を受入れ
- ・ 平成21年度 189名の候補者を受入れ
- ・ 平成22年度 77名の候補者を受入れ

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

- ・ 平成21年度
 - 【就労コース】 190名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 27名の候補者を受入れ
- ・ 平成22年度
 - 【就労コース】 72名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 10名の候補者を受入れ

(2) 平成23年度の受入れ

平成23年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。

今後は、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入施設と候補者とのマッチングを経て、6月頃に入国手続きを行い、その後、日本語研修を開始する予定である。

なお、フィリピン就学コースのスケジュールについては、追ってお知らせする。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成23年度予算案）

平成23年度は、平成20年度に受け入れた候補者が初めて介護福祉士国家試験を受験する年度である。

当局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、平成23年度予算案においては、本年度実施している日本語習得の支援に加えて、新たに、介護専門知識習得の支援のための事業に必要な経費を盛り込んだところである。

その概要は以下のとおりであり、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施する予定である。各自治体におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に財政負担を求めるものではない。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入施設において実施する候補者に対する日本語学習や介護分野の専門学習に係る経費を補助する。

〔補助率 定額（10／10）
候補者1人当たり年間23.5万円以内〕

※ 対象となる学習経費の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等

○平成22年度 外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業協議状況

都道府県数	受入施設数	候補者数	1人あたりの協議額
34	192	520	208,304円

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

本年度実施している日本語習得のための集合研修に加えて、新たに、介護福祉士として必要な専門知識・技術や日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修、就労・研修2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

(4) 介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱い

介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて、候補者などに対して配慮するため、本年度から、試験問題中で使用される難しい用語を一部見直し、分かりやすい表現にすることとした。

見直しに当たっては、「利用者の安全確保に影響がないか」「専門職として当然知っておくべき用語か」「関係職種と連携して業務を行う上で支障が生じないか」といった観点から検討を行ったところであり、その結果、以下の方針で対応することとなった。

なお、候補者が介護福祉士国家試験を受験するのは、平成23年度以降である。

- 易しい用語に置き換えても現場が混乱しないと思われるものについては、置き換え、ふりがな、複合語の分解、平易に表現する等の方法で見直しを行う。
- 介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語は、原則として置き換えないが、難しい漢字にはふりがな、英字略語には正式名称と日本語訳をつけ、疾病名には英語を併記するなどの改善を図る。

(5) 各自治体への情報提供等

EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を定期的に行っているところである。これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、受入施設一覧、受入実態調査の結果、受入施設の担当者に対する日本語教育方法に関する説明会の案内等をさせていただいた。

今後とも、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。

なお、自治体の中には、候補者や受入施設に対する独自の支援策を講じていただいているところもある。今後とも、候補者の円滑な就労・研修に向けた各般の御協力を御願いたい。

第5 消費生活協同組合の指導・監督について (地域福祉課消費生活協同組合業務室)

(1) 改正法の施行などに伴う共済事業の事業実施における対応について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）改正により、組合の共済事業においても、契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備されたところである。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（法第50条の5等）
- ② 組合が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（法第54条の2等）
- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（法第10条第3項等）

なお、①の事項に関連して、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号）を改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年1月29日に公布したところである。

健全性の基準については、本件の施行により平成22年3月期末の決算から各組合において本件により定められた計算方法による支払余力比率を算出することとなっているが、契約者などへの十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における同基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向なども見極めつつ、

- ① 平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付けること
- ② 平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用すること

を基本とすることとした。

各都道府県においては、所管組合に対して、財務の健全性を確保する観点から、上記のスケジュールを踏まえつつ、規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

(2) 健全な運営の確保について

組合は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、昨年報道された不祥事案も踏まえ、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する組合の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 役員退職慰労金の支給に当たっての適正性の確保
- ② 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ③ 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ④ 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ⑤ 事業を利用していない組合員が多数存在する組合や休眠状態にある組合における組合及び組合員管理の徹底
- ⑥ 財務状況が悪化している組合、特に、多額の累積赤字を抱えている組合における経営の健全化

また、新たに設立される組合の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、ご判断をお願いしたい。

(3) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について

平成23年度予算（案）においては、組合の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1/2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取組をお願いしたい。

特に、共済事業を実施する組合を所管している都道府県におかれては、(1)に述べた規制に対応できるよう、組合の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得た上で、組合の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(4) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

第6 地方改善事業等について（地域福祉課）

（1）地域主権戦略大綱における「ひも付き補助金」の一括交付金化と地方改善施設整備費補助金について

昨年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱において、「地域主権」を確立するため国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」にするとの方針の下、地域主権戦略会議（事務局：内閣府地域主権戦略室）において、現行の補助金、交付金（平成23年度は、施設整備費など「投資」に係る補助金、交付金が対象）について検討されてきたところである。

地方改善施設整備費補助金についても一括交付金の対象とされているところであるが、施策の緊要性を判断し、直ちに交付金化するのではなく、一定の期間（3～5年）を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する「特定補助金」として取り扱うよう要請してきたところである。

平成23年度予算（案）においては、本整備費補助金は「一括交付金化」されていないので、各自治体におかれては、引き続き、必要な隣保館などの改築、修繕等を進めていただきたい。

（2）地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等

隣保館運営事業等については、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地域の関係機関と連携することなどが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

イ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

ウ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）」（平成21年度から平成27年度まで

の7年間)に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

なお、平成21年7月に取りまとめられた「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」及び同会議の下に作業部会(①民族共生の象徴となる空間作業部会、②北海道外アイヌの生活実態調査作業部会)が開催されているところであり、②に関しては、現在、全国各地において、北海道外アイヌの生活実態に関する調査が行われているのでご了知願いたい。

(3) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、一昨年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの項目等に基本的人権への配慮が欠けていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、管内市町村などに対して指導されたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

第7 独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）

1 機構の業務について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

また、これまでの行政刷新会議事業仕分けの結果等を踏まえ、各独立行政法人が講ずべき措置等を取りまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日）が閣議決定され、この基本方針に沿って機構の事務・事業についても見直しを図ることとしている。

2 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業は、長寿・子育て・障害者基金を廃止し、平成22年度に創設した補助金であるが、昨年度は、既に長寿・子育て・障害者基金の助成要望の受付を終えていたため、補助金への円滑な移行を図るため、補助金としての助成要望があったものとみなして取り扱うとともに、これまでの基金事業で培ってきた助成のノウハウを一部継続し、助成事業を行ったところである。

平成23年度については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、「政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。」とされたことを踏まえて、その見直しを検討しているところである。

当該補助金は、現下の政策課題を踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的としている。また、助成に際しては多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働（共同）して創意工夫ある活動を行う事業を重視したいと考えている。

このため、助成対象事業について、

- 先駆的・独創的な創意工夫ある活動に対して助成を行う「福祉活動・社会参加促進活動支援事業」
- 複数の団体が連携、ネットワーク化を図り、協働（共同）した創意工夫ある活動に対して助成を行う「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び「地域連携活動支援事業」

に見直しをする方向で検討を行っているところである。（別紙参照）

詳細が決まり次第、機構のホームページ等を通じてお知らせすることとしているので、NPO法人をはじめ各種団体等への周知方について格段のご協力をお願いしたい。

3 福祉貸付事業について

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、安心子ども基金など、福祉、介護サービスの基盤整備に必要な整備費予算が計上されたことを踏まえ、政策上必要とする貸付原資の確保を図るとともに利用者サービスの更なる向上を図るため、融資条件の緩和等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いしたい。

また、機構主催で、平成23年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」（平成23年3月15日）が開催される予定（別途機構通知予定）であるので積極的な参加をお願いしたい。

（1）貸付規模

資金交付額 2,895億円（うち福祉貸付 1,526億円）

（2）貸付条件の見直しについて

ア 償還期間等の延長

施設の規模、建替のサイクルび耐用年数等を勘案し、以下の表のとおり、償還期間等の延長を図る。

建築資金 (貸付金額2,000万円以上の場合)	耐火構造	準耐火構造	耐火・準耐火構造 以外
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム ケアハウス	<u>30年以内</u> <u>(据置3年以内)</u>	20年以内 (据置2年以内)	15年以内 (据置2年以内)
ユニット型特別養護 老人ホーム		25年以内 (据置3年以内)	

イ 一般財源化された老朽施設の改築整備に係る融資率等の優遇措置

一般財源化された施設であって政策優先度の高い改築整備について融資条件の優遇措置を講ずる。

- ・対象施設：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（定員30人以上に限る）
ケアハウス（定員30人以上に限る）
- ・融 資 率：一律90%に引き上げ

ウ 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率等の優遇措置

地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用、再生可能エネルギーの利用、エネルギー効率の高い整備を行う場合に融資条件の優遇措置を講じる。

- ・建 築 資 金：建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）である場合
- ・設備備品整備資金：省エネルギー効果が25%以上の設備（太陽光発電装置、蓄熱システムなど）を整備する場合
- ・融 資 率：一律90%に引き上げ

エ 災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の貸付

地震、水害など災害の発生や新型インフルエンザなど感染症の発生等により、施設を休業した場合などの有事における一時的な資金需要に対して、迅速かつ機動的な融資を図るため、経営資金の貸付を行う。

- ・償還期間等：10年以内（据置1年以内）
- ・貸付利率：財政融資資金借入金利（5年）と同率

オ 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和

- ・優遇期間：平成21年～22年度 → 平成23年～26年度
- ・融資率：保育所、放課後児童クラブについて一律90%に引き上げ

カ 母子生活支援施設の整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ（同時整備に限る）

- ・融資率：一律80%引き上げ

キ 障害者グループホーム、ケアホームの融資の相手方の拡大

- ・融資の相手方：NPO法人、営利法人を追加

ク 地震防災対策特別措置法等に基づき行う改築整備等に係る融資率の引き上げ

- ・融資率

地震防災対策特別措置法等による改築整備：所定の融資率+5%

災害復旧整備：一律90%に引き上げ

ケ 22年度末で期限を迎え、引き続き、期限付きで特別措置が認められたもの

- ・アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇（平成23年度まで）
- ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長
(平成27年度まで)
- ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（平成27年度まで）

コ 融資率の引き下げ及び融資の廃止

① 融資の廃止

- ・対象施設：児童遊園、職員宿舍

② 融資率の引き下げ（融資率：70%→50%）

- ・対象施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設

③ 融資率の引き下げ（融資率：75%→70%）

- ・対象施設：身体障害者福祉センター、盲人ホーム、補装具製作施設、障害者生活支援センター、盲導犬訓練施設、母子休養ホーム、母子福祉センター、地域福祉センター

※ ただし、②、③については、災害復旧事業、アスベスト対策事業、耐震化基金事業及び工賃倍増計画による整備に係るものを除く

(3) 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところであり、協調融資の利用促進について引き続き社会福祉法人に対して、その活用について助言をお願いしたい。（参考資料8参照）

4 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 平成23年度予算額（案） 213億円

① 給付予定人員 59,215人

② 給付総額 771億円

(2) 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れが見られ、それに起因した退職手当金の支給遅延も過去に発生している。近年、遅延の改善は見られるものの、一部の県においては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見されるところ。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、本制度の円滑な実施のため、平成22年度分に係る補助金の交付が完了していない県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成23年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

(別紙) 平成23年度社会福祉振興助成事業 (案)

目的

※本資料は、現時点での案であり、今後、変更があり得るものである

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行う。

助成テーマ

政策課題を踏まえたテーマ

(国が行うべき助成対象テーマを設定する)

支援の枠組み

福祉活動・社会参加促進活動支援事業

個々の団体が実施する社会福祉振興に資する創意工夫ある事業又は高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業

地域連携活動支援事業

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の谷間や制度外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

全国又は広域邸な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

実施形態

個々の団体による実施

地域の複数団体のネットワークを活用して実施

全国的・広域的な組織・ネットワークを活用して実施

事業効果

- NPO法人等の育成及び立ち上げ支援
 - 障害者スポーツの普及、福祉用具の開発
- 等

- 複数団体による連携・協（共）働の育成
- ネットワークの構築
- 相互ノウハウの共有

- 多様な社会資源の活用
- 〔社会福祉法人、医療法人、NPO法人、企業 等〕

第8 社会福祉施設の基盤整備について（福祉基盤課）

1 社会福祉法人新会計基準について

（1）社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行い、平成22年1月に「社会福祉法人会計基準（素案）」をとりまとめたところである。今般、関係団体及び各自治体のご意見を踏まえ所要の見直しを行い、「社会福祉法人会計基準（案）」としてとりまとめ、パブリックコメントによる意見募集を行ったところ（平成23年1月14日（金）まで）であり、その概要は参考資料9のとおりである。

（2）研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）することを予定している。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定している。

（3）今後のスケジュール等

パブリックコメントによるご意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行った後、平成22年度中に実施通知を発出する予定である。

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年度（予算）から移行し、平成25年度（予算）には全ての法人において移行する予定としている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導の徹底をお願いしたい。

2 社会福祉法人の指導監査について

(1) 社会福祉法人の指導監査について

法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取り扱いとしている。

一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法人運営に大きな問題がある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

なお、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

さらに、不祥事例の未然防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

(2) 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設

昨年12月にとりまとめられた「平成23年度税制改正大綱」において、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている社会福祉法人に対して個人が寄附を行った場合、現行の所得控除方式に加えて税額控除方式も選択可能とし、平成23年分から適用することとされた。

〈所得控除の場合〉（現行）

寄附金額（所得の40%が限度）－2千円を所得から控除

〈税額控除の場合〉（創設）

（寄附金額－2千円）×40%を税額から控除

※ 併せて、個人住民税においても、寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げ、平成24年度分から適用することとされた。

【税額控除方式を選択できる社会福祉法人の要件】

次の要件を満たす社会福祉法人に対して個人が寄附を行った場合に、所得控除方式と税額控除方式のいずれかを選択できる。

- ① 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポートテスト（寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の5分の1以上）と同等の要件
- ② 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件（事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧等）

なお、個人がその年分の寄附金につき、税額控除の適用を受けようとする場合には、当該社会福祉法人が税額控除対象法人であることを所轄庁が証明する書類が必要となる。詳細については、追ってお知らせする予定であるが、各自治体等におかれても、特段の御配慮をお願いしたい。

3 社会福祉施設の運営等について

（1）社会福祉施設の運営

ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

（ア）社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組を推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」は、個々の事業者が施設運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業であるが、現在の通知が発出されて以降、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料10参照)

都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

(ウ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないように施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

また、これら施設の「フォローアップ調査」について、既にご連絡しているとおり、平成23年10月7日（金）までに提出いただくようお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としており、積極的な活用を図り、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成23年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

(3) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の早期執行について

「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」は、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を行うために創設したものである。

スプリンクラー設備については、消防法施行令改正に伴い、275㎡以上1000㎡未満の社会福祉施設については、平成23年度末までに設置することが義務付けられており、防火安全上の観点から、早急に整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知するとともに適切な指導をお願いしたい。

耐震化整備については、先般、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加状況調査」をお願いし、結果が判明している都道府県もあるので、当該基金の執行残を有する都道府県にあっては積極的な活用をお願いする。

また、当該基金は平成23年度末までに整備が完了しない場合、基金の返還を求めることとなるため、その取扱いに十分注意のうえ、早期執行に努めていただきたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」（平成21年7月31日付雇
児発0731第1号、社援発0731第3号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）

(4) 社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応について

平成23年7月をもってアナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されている。テレビ放送は、生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報や施設利用者の方々の情報収集の手段として重要な役割を果たしているが、社会福祉施設等の地上デジタル放送の普及率は7割程度（社会・援護局福祉基盤課調（平成22年10月1日現在））にとどまっており、また、完全移行への期間も、残り6ヶ月と間近となった。社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な方々が多く生活され、防火・防災対策に万全を期する観点からも地上デジタル放送への移行が必要であり、管内の社会福祉施設等に対して円滑な移行が速やかに進むよう、指導方をお願いする。

地上デジタル放送への移行状況を把握するため、3月中に改修状況調査を行う予定にしているのご承知おき願いたい。

《参照通知等》

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」抜粋

(平成22年12月関係省庁連絡会議決定)

各施設のデジタル改修が完了するよう、重要公共施設の所管省庁から、随時注意喚起を行う。
また重要公共施設の所管省庁においては、平成23年3月末時点の当該重要公共施設のデジタル化改修状況の把握するよう努める。

(5) 感染症の予防対策等

ア インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成22年12月1日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、

社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

○国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

○インフルエンザQ&A（平成22年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

(平成22年12月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」

(平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について（一般的なQ&A）（平成18年3月）

(6) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ① 火災発生の未然防止
- ② 火災発生時の早期通報・連絡
- ③ 初期消化対策
- ④ 夜間防火管理体制
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ① 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ② 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

予 算 概 要

平成23年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

平成23年度予算額（案）	2兆6,669億円
平成22年度当初予算額	2兆3,095億円
差 引	3,573億円 (対前年度伸率15.5%)

ポイント

- 地域社会の再構築
 - ・被保護者の社会的な居場所づくり支援事業（新規）
- 生活保護費負担金 2兆2,006億円 → 2兆5,676億円
- 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）
 - ・外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施（拡充）

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策関連

（平成22年度補正予算により既存の緊急雇用対策臨時特例基金に積み増し）

- | | |
|------------------------------|-------|
| 1 貧困・困窮者の「絆」再生事業 | 100億円 |
| 2 生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備 | 500億円 |
| 3 住宅手当の支給など「『住まい対策』の拡充」の延長実施 | |

I 地域社会の再構築

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策関連 (平成22年度補正予算により既存の緊急雇用対策臨時特例基金に積み増し)

- 貧困・困窮者の「絆」再生事業 100億円
「職」と「住まい」を失うなど支援がなければホームレスとなるおそれのある方等に対して、NPO等民間支援団体と連携した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等により、地域社会への復帰、路上化予防、再路上化防止を図る。
- 生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備 500億円
貸金業法の改正により消費者金融からの借入が制限された方等からの相談体制や貸付原資の確保等を行う。
- 住宅手当の支給など「『住まい対策』の拡充」の延長実施
離職者への住宅手当の支給、就労支援員の配置などの「住まい対策」について、既存の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、平成22年度末までの事業実施期間を平成23年度末まで延長する。

1 被保護者の社会的な居場所づくり支援事業（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯の子どもへの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

- (例)
- ・農作業やものづくりなどの就労体験を行う事業を民間企業に委託
 - ・公園の緑化や清掃活動などの社会参加事業を財団・社会福祉法人に委託
 - ・生活保護世帯の子どもに対して学ぶ意欲や勉強を教える学習支援事業をNPO法人に委託

2 日常生活自立支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

判断能力が不十分な人々に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域における自立生活の支援を行う。

3 安心生活創造事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

地域において、一人暮らし世帯等が孤立せず、安心して暮らせるように基盤支援（「見守り」と「買物支援」）等を行う。

4 ひきこもり対策推進事業に係るアウトリーチの拡充

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

ひきこもり本人又は家族等からの電話、来所相談に対し必要な支援を行う「ひきこもり地域支援センター」において、より効果的、実践的な支援を行うためのアウトリーチ（訪問支援）を拡充し、社会参加を推進する。

5 社会福祉振興助成費補助金

20億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

II 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護費

2兆5,973億円

(1) 保護費負担金

2兆5,676億円

(2) 保護施設事務費負担金

276億円

(3) 生活保護指導監査委託費

21億円

2 自立支援の着実な推進

(1) 被保護者の社会的な居場所づくり支援事業（新規）（再掲）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

(2) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援（「福祉から就労」支援事業）

35億円（職業安定局で計上）

地方自治体とハローワークが協定を締結し、地方自治体とハローワークの担当者により構成する支援チームが、生活保護受給者、住宅手当受給者、障害者等に対して支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談等を実施する。

(3) 救護施設の機能を活用した精神障害者等の地域生活支援対策（新規）

救護施設に精神保健福祉士を配置し、精神障害者等の居宅生活に向けた訓練や、居宅生活に移行した精神障害者等の症状が不安定になった場合等における一時保護入所を実施することにより、精神障害者等の地域生活への移行及び孤立防止・自殺予防を含めた居宅生活継続の支援を行う。

III 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

1 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業の実施

57百万円

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談を行う。

2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

(1) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施（拡充）

（事業名を「外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業」から変更）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語習得に対する支援を継続するとともに、支援の対象を候補者の学習全般に拡大する。

（候補者一人当たり定額（23.5万円以内）を助成）

(2) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施（拡充） 129百万円
（事業名を「日本語定期研修事業」から変更）

受入施設における候補者の継続的な学習を支援するため、日本語習得のための集合研修に加え、介護福祉士として必要な専門知識・技術や日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

IV 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

(1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

- ・ 福祉・介護人材の定着を促進するため、人材定着支援アドバイザーが事業所を巡回し、従事者に対する相談や事業者への助言を実施する。
- ・ 実習施設の実習指導レベルの向上を図るため、優良な実習施設を中心とした講習会等を実施する。

(2) 福祉人材確保推進事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

福祉・介護従事者の確保を推進するため、都道府県に設置された福祉人材センターにおいて、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。

(3) 中央福祉人材センター運営事業費 39百万円

(4) 福利厚生センター運営事業費 73百万円

2 介護福祉士養成施設等の教員・実習体制の充実等

介護福祉士養成施設等の教員及び実習施設の実習指導者の資質の確保・向上及び指導的社会福祉事業従事者の養成等を支援する。

また「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、介護福祉士養成施設等の教員を対象とした講習会を実施する。

(1) 教員講習会事業（介護福祉士・社会福祉士） 11百万円

(2) 実習指導者特別研修事業（介護福祉士・社会福祉士） 31百万円

(3) 社会事業学校経営委託費 373百万円

(4) 社会福祉職員研修センター経営委託費 36百万円

V 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

① 貸付額

	2, 8 9 5	億円
（ ・福祉貸付	1, 5 2 6	億円
・医療貸付	1, 3 6 9	億円

② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

（貸付条件の改善）

- ・償還期間等の延長
ユニット型特別養護老人ホーム
耐火構造 30年以内（据置3年以内）、準耐火構造 25年以内（据置3年以内）
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス
耐火構造 30年以内（据置3年以内）、準耐火構造 20年以内（据置2年以内）
- ・一般財源化された老朽施設の改築整備に係る融資率の優遇措置
- ・木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率の優遇措置
- ・災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の貸付
- ・待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和
- ・母子生活支援施設の整備に伴ってDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ
- ・障害者グループホーム・ケアホームの融資の相手方の拡大
- ・地震防災対策特別措置法等に基づき行う改築整備等に係る融資率の引き上げ

（優遇措置の延長）

- ・アスベスト対策事業に係る優遇
- ・老朽民間社会福祉整備計画の延長に伴う無利子貸付
- ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

213億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に当該退職職員に対し退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

3 社会福祉法人新会計基準（一元化）研修事業（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

社会福祉法人の会計処理基準を一元化することに伴い、その円滑な移行を図るため、研修会開催経費を補助する。

参 考 资 料

生活保護の動向

ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇している。被保護人員の対前年同月比をみると、近年上昇傾向にあったのが、平成22年3月から下降に転じている。直近の平成22年10月には対前年同月比110.8%となっている。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯数 約60万2千世帯 保護率 7.0%	→	○平成22年10月現在（速報値） 被保護人員 約196万4千人 被保護世帯数 約141万8千世帯 保護率 15.4%
--	---	---

雇用関係指標及び被保護人員の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成21年度平均	*3,360	*5.1	*0.47	*1,763,604	110.7
平成22年 1月	3,280	4.9	0.46	1,827,652	112.9
2月	3,210	4.9	0.47	1,843,353	112.9
3月	3,310	5.0	0.49	1,866,157	112.8
4月	3,390	5.1	0.48	1,874,335	112.6
5月	3,400	5.2	0.50	1,888,354	112.5
6月	3,470	5.3	0.52	1,907,176	112.3
7月	3,410	5.2	0.53	1,923,898	111.9
8月	3,340	5.1	0.54	1,937,286	111.6
9月	3,290	5.0	0.55	1,951,200	111.3
10月	3,340	5.1	0.56	1,964,208	110.8

資料:労働力調査(総務省)、職業安定業務統計、福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成21年平均

イ 近年の保護動向の特徴

(ア) 世帯類型別世帯数の状況

構成割合で見ると、半数近く(42.8%)が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を含むその他の世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成22年10月(速報値)		伸び率(22.10/7) (%)
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,412,774	100.0	135.1
高齢者世帯	254,292	42.3	604,386	42.8	137.7
母子世帯	52,373	8.7	109,917	7.8	109.9
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	468,006	33.1	85.2
その他の世帯	41,627	6.9	230,465	16.3	453.6

資料:福祉行政報告例

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ) 世帯人員別世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、現在被保護単身世帯の割合は75.5%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯に占める単身世帯の割合は、平成7年度には約3割であったが、平成22年10月には約7割となっている。

世帯類型別被保護世帯数

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち単身世帯	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
	平成22年10月	1,412,774	604,386	109,917	468,006	230,465
	うち単身世帯	1,067,159 (75.5%)	540,363 (89.4%)	-	374,556 (80.0%)	152,240 (66.1%)

資料：福祉行政報告例（平成22年10月分は速報値）

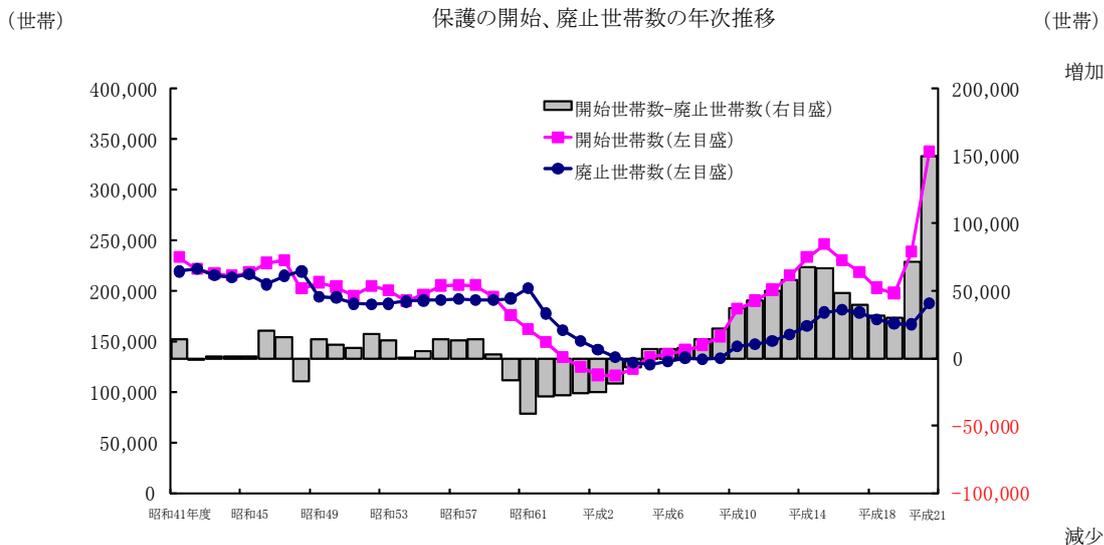
※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

※世帯数は保護停止中のものを含まない。

※括弧内は単身者世帯割合。

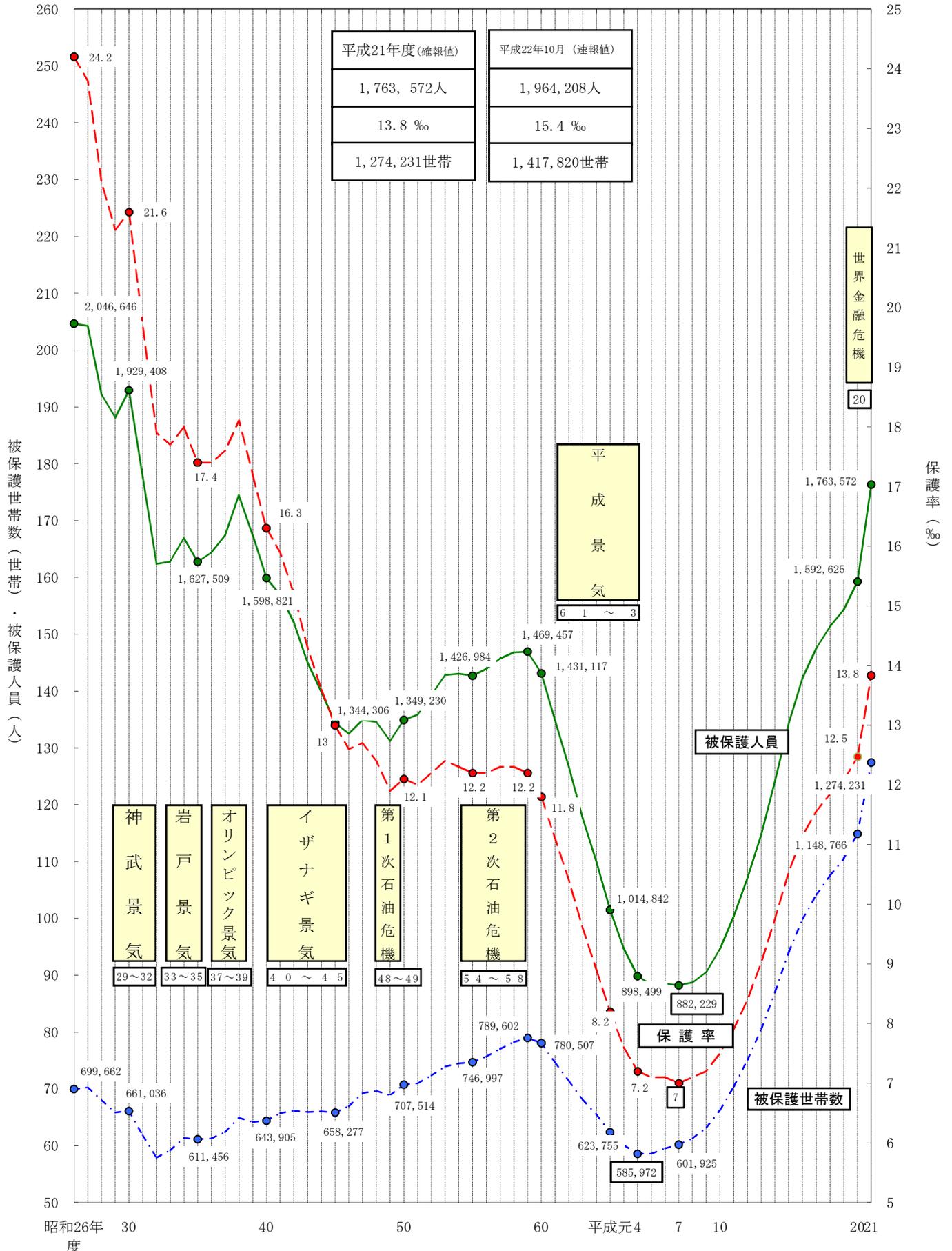
(ウ) 生活保護の開始及び廃止状況

保護の開始世帯数については、平成16年度以降減少傾向となっていたが、平成20年度以降は前年度より大幅に増加している。廃止世帯数については、平成17年度以降減少傾向となっていたが、平成21年度は前年度より増加している。（開始世帯数－廃止世帯数）については、平成15年度以降減少傾向となっていたが、平成20年度以降は前年度より大幅に増加し、平成21年度は約14万9千世帯となっている。



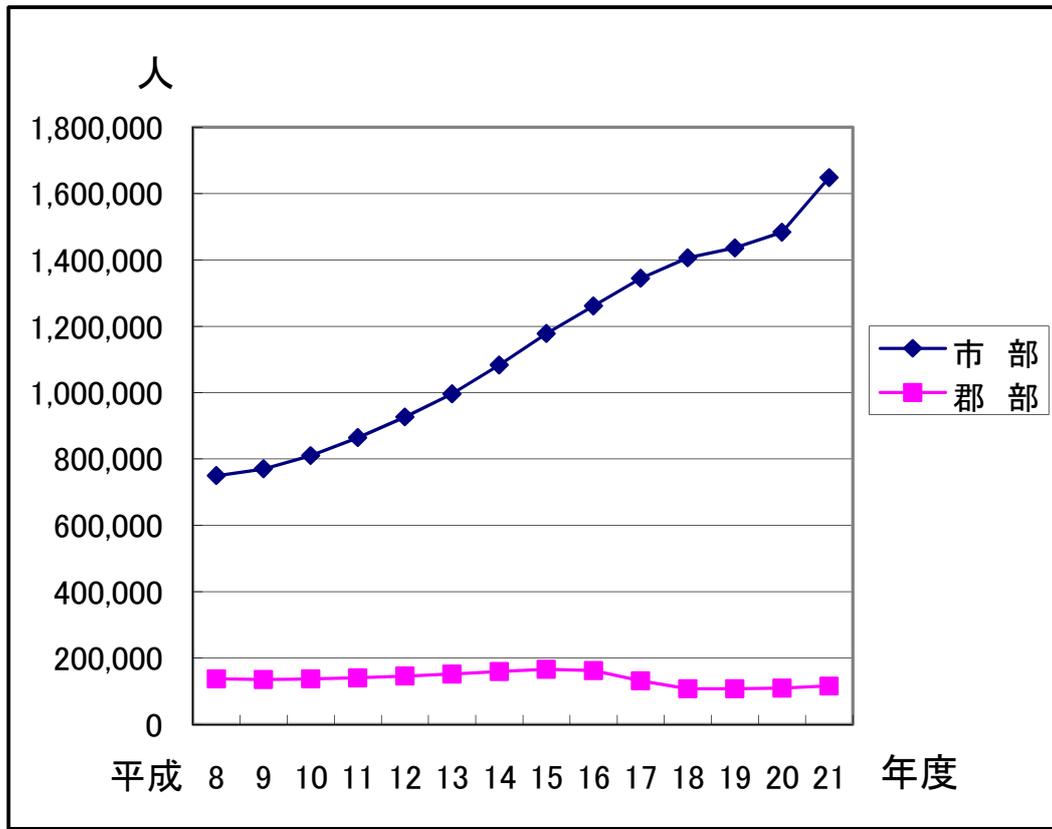
資料：福祉行政報告例

(万) 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

市部・郡部別被保護人員の年次推移



	被保護人員		
	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成8年度	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
21	1,763,572	1,647,827	115,745

資料：福祉行政報告例

都道府県・指定都市別保護率

			平成21年度
			‰
全	国		13.8
大	阪	市	49.9
札	幌	市	31.3
京	都	市	28.6
神	戸	市	27.9
塚		市	26.2
北	海	道	25.1
高	知	県	24.2
福	岡	市	22.7
福	岡	県	22.3
大	阪	府	19.5
青	森	県	19.3
冲	縄	県	19.2
川	崎	市	19.2
広	島	市	18.9
北	九	州	18.7
長	崎	県	18.4
東	京	都	17.9
徳	島	県	16.9
鹿	児	島	16.8
名	古	屋	16.0
横	浜	市	15.6
千	葉	市	15.1
岡	山	市	14.9
大	分	市	14.9
仙	台	市	13.4
和	歌	山	12.9
宮	崎	県	12.9
奈	良	県	12.7
秋	田	県	12.6
愛	媛	県	12.6
兵	庫	県	11.4
京	都	府	11.3
新	潟	市	11.3
さ	い	た	11.1
山	ま	口	10.9
広	島	県	10.7
熊	本	県	10.7
香	川	県	10.4
神	奈	川	10.2
鳥	取	県	10.2
岩	手	県	9.7
埼	玉	県	9.0
静	岡	市	8.9
千	葉	市	8.9
岡	山	県	8.8
福	島	県	8.3
三	重	県	8.2
栃	木	県	8.1
佐	賀	県	8.1
宮	城	県	7.7
島	根	県	6.9
滋	賀	県	6.7
茨	城	県	6.7
浜	松	市	6.6
群	馬	市	5.3
石	川	県	5.1
山	形	県	4.9
山	梨	県	4.9
新	潟	県	4.4
愛	知	県	4.3
静	岡	県	4.3
岐	阜	県	4.2
長	野	県	4.2
福	井	県	3.5
富	山	県	2.7

資料：福祉行政報告例

注) 都道府県データは、指定都市分を除く。

※保護率の大きい順。

平成7年度から平成21年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び

※伸び(21'-7')の大きい順

			平成7年度	平成21年度	伸び(21'-7')
			%	%	%
全	国		7.0	13.8	6.8
大	阪	市	18.0	49.9	31.9
札	幌	市	17.0	31.3	14.3
神	戸	市	14.9	27.9	13.0
広	島	市	6.6	18.9	12.3
大	阪	府	8.7	19.5	10.9
千	葉	市	4.6	15.1	10.5
北	海	道	14.7	25.1	10.5
川	崎	市	9.0	19.2	10.2
東	京	都	8.1	17.9	9.8
名	古	屋	6.6	16.0	9.5
高	知	県	15.3	24.2	8.9
横	浜	市	6.9	15.6	8.7
青	森	県	11.0	19.3	8.3
仙	台	市	5.2	13.4	8.2
京	都	市	21.0	28.6	7.6
長	崎	県	10.8	18.4	7.6
福	岡	市	15.1	22.7	7.5
神	奈	川	3.5	10.2	6.7
沖	縄	県	12.9	19.2	6.4
鹿	児	島	10.5	16.8	6.3
兵	庫	県	5.3	11.4	6.1
埼	玉	県	3.1	9.0	5.9
千	葉	県	3.0	8.9	5.8
和	歌	山	7.3	12.9	5.6
徳	島	県	11.3	16.9	5.6
秋	田	県	7.0	12.6	5.6
大	分	県	9.4	14.9	5.5
京	都	府	5.9	11.3	5.4
栃	木	県	3.1	8.1	5.1
奈	良	県	7.8	12.7	4.8
福	岡	県	17.5	22.3	4.8
愛	媛	県	7.8	12.6	4.8
広	島	県	6.1	10.7	4.6
岩	手	県	5.2	9.7	4.5
宮	崎	県	8.5	12.9	4.3
宮	城	県	3.3	7.7	4.3
福	島	県	4.0	8.3	4.2
鳥	取	県	6.1	10.2	4.1
茨	城	県	3.1	6.7	3.6
北	九	州	15.2	18.7	3.5
三	重	県	4.7	8.2	3.4
熊	本	県	7.5	10.7	3.2
山	口	県	7.8	10.9	3.1
香	川	県	7.4	10.4	3.0
群	馬	県	2.6	5.3	2.7
山	梨	県	2.2	4.9	2.6
滋	賀	県	4.2	6.7	2.5
石	川	県	2.7	5.1	2.4
島	根	県	4.5	6.9	2.4
愛	知	県	2.0	4.3	2.3
佐	賀	県	5.8	8.1	2.3
岐	阜	県	2.0	4.2	2.2
静	岡	県	2.2	4.3	2.1
長	野	県	2.3	4.2	1.9
岡	山	県	6.9	8.8	1.8
山	形	県	3.4	4.9	1.5
福	井	県	2.1	3.5	1.4
新	潟	県	3.2	4.4	1.2
富	山	県	2.0	2.7	0.7

資料:福祉行政報告例

注1)都道府県データは、指定都市分を除く。

2)さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市及び岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

平成7年度から平成21年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び率

※伸び率(21'-7')の大きい順

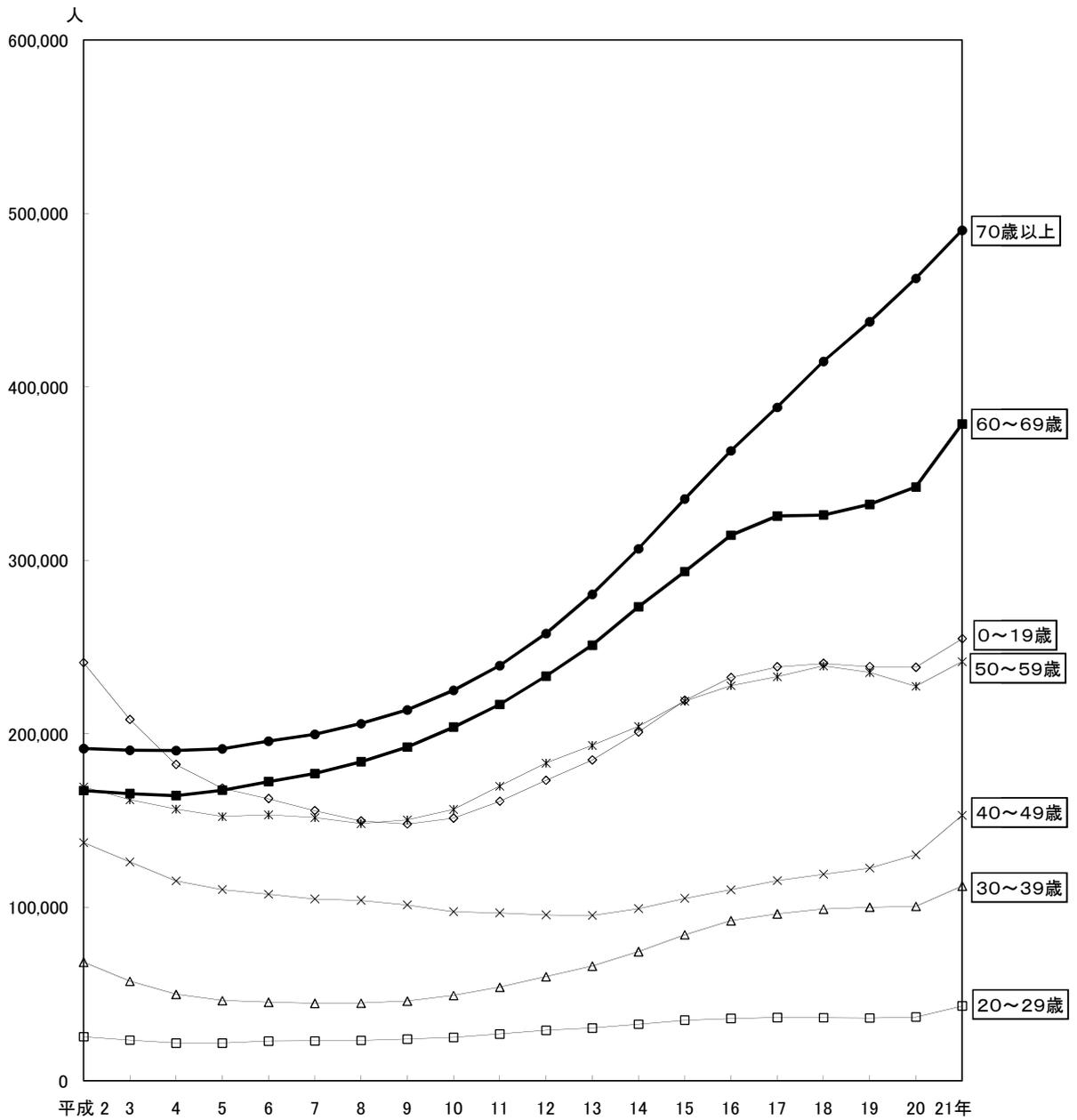
	平成7年度	平成21年度	伸び率(21'／7')
	‰	‰	‰
全 国	7.0	13.8	97.1
千葉市	4.6	15.1	228.7
千葉県	3.0	8.9	194.3
埼玉県	3.1	9.0	191.8
神奈川県	3.5	10.2	190.2
広島市	6.6	18.9	186.7
大阪市	18.0	49.9	176.9
栃木市	3.1	8.1	165.4
仙台市	5.2	13.4	155.4
名古屋	6.6	16.0	144.7
宮城県	3.3	7.7	129.6
横浜市	6.9	15.6	126.3
大阪府	8.7	19.5	125.2
東京都	8.1	17.9	120.4
山梨県	2.2	4.9	118.1
茨城県	3.1	6.7	116.3
愛知県	2.0	4.3	115.9
川崎市	9.0	19.2	113.8
岐阜県	2.0	4.2	113.6
兵庫県	5.3	11.4	113.5
福島県	4.0	8.3	104.6
群馬県	2.6	5.3	103.2
静岡県	2.2	4.3	98.6
京都府	5.9	11.3	92.6
石川県	2.7	5.1	91.6
神戸市	14.9	27.9	86.8
岩手県	5.2	9.7	86.2
札幌市	17.0	31.3	83.8
長野県	2.3	4.2	79.1
秋田県	7.0	12.6	79.0
和歌山県	7.3	12.9	77.1
広島県	6.1	10.7	75.5
青森県	11.0	19.3	75.1
三重県	4.7	8.2	72.7
北海道	14.7	25.1	71.4
長崎県	10.8	18.4	70.4
鳥取県	6.1	10.2	67.0
福井県	2.1	3.5	64.3
奈良県	7.8	12.7	61.6
愛媛県	7.8	12.6	61.5
滋賀県	4.2	6.7	60.3
鹿児島県	10.5	16.8	60.0
高知県	15.3	24.2	58.4
大分県	9.4	14.9	57.8
島根県	4.5	6.9	52.5
宮崎県	8.5	12.9	50.9
福岡市	15.1	22.7	49.8
徳島県	11.3	16.9	49.7
沖縄県	12.9	19.2	49.4
山形県	3.4	4.9	44.5
熊本県	7.5	10.7	43.5
香川県	7.4	10.4	40.3
佐賀県	5.8	8.1	40.0
山口県	7.8	10.9	39.1
新潟県	3.2	4.4	37.5
東京都	21.0	28.6	36.3
富山県	2.0	2.7	35.1
福岡県	17.5	22.3	27.4
岡山県	6.9	8.8	26.4
北九州	15.2	18.7	23.2

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市及び岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

年齢階級別被保護人員の年次推移



	単位:人							
	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
平成 2	240,981	25,327	68,332	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,090
3	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7	155,699	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,393
8	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,580
12	173,170	28,992	59,908	95,657	183,166	233,208	257,839	1,032,010
13	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
21年	254,767	43,064	112,174	153,005	241,623	378,662	490,356	1,673,651
構成割合(%)	15.2%	2.6%	6.7%	9.1%	14.4%	22.6%	29.3%	100.0%

資料:被保護者全国一斉調査(基礎)

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成7年度=100)						世帯類型別構成割合					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688		41,627	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	42.3	8.7	42.0		6.9
8	612,180	264,626	51,671	254,449		41,434	101.9	104.1	98.7	100.7		99.5	100.0	43.2	8.4	41.6		6.8
9	630,577	277,409	52,206	258,558		42,404	104.9	109.1	99.7	102.3		101.9	100.0	44.0	8.3	41.0		6.7
10	662,094	294,680	54,503	267,582		45,329	110.2	115.9	104.1	105.9		108.9	100.0	44.5	8.2	40.4		6.8
11	703,072	315,933	58,435	70,778	207,742	50,184	117.0	124.2	111.6	28.0	82.2	120.6	100.0	44.9	8.3	10.1	29.5	7.1
12	750,181	341,196	63,126	76,484	214,136	55,240	124.8	134.2	120.5	30.3	84.7	132.7	100.0	45.5	8.4	10.2	28.5	7.4
13	803,993	370,049	68,460	81,519	222,035	61,930	133.8	145.5	130.7	32.3	87.9	148.8	100.0	46.0	8.5	10.1	27.6	7.7
14	869,637	402,835	75,097	87,339	231,963	72,403	144.7	158.4	143.4	34.6	91.8	173.9	100.0	46.3	8.6	10.0	26.7	8.3
15	939,733	435,804	82,216	95,283	241,489	84,941	156.4	171.4	157.0	37.7	95.6	204.1	100.0	46.4	8.7	10.1	25.7	9.0
16	997,149	465,680	87,478	102,418	247,426	94,148	165.9	183.1	167.0	40.5	97.9	226.2	100.0	46.7	8.8	10.3	24.8	9.4
17	1,039,570	451,962	90,531	117,271	272,547	107,259	173.0	177.7	172.9	46.4	107.9	257.7	100.0	43.5	8.7	11.3	26.2	10.3
18	1,073,650	473,838	92,609	125,187	272,170	109,847	178.6	186.3	176.8	49.5	107.7	263.9	100.0	44.1	8.6	11.7	25.3	10.2
19	1,102,945	497,665	92,910	132,007	269,080	111,282	183.5	195.7	177.4	52.2	106.5	267.3	100.0	45.1	8.4	12.0	24.4	10.1
20	1,145,913	523,840	93,408	137,733	269,362	121,570	190.7	206.0	178.4	54.5	106.6	292.0	100.0	45.7	8.2	12.0	23.5	10.6
21	1,270,588	563,061	99,592	146,790	289,166	171,978	211.4	221.4	190.2	58.1	114.4	413.1	100.0	44.3	7.8	11.6	22.8	13.5

注1) 保護停止中の世帯を除く。

2) 平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」: 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料: 福祉行政報告例

今後の介護人材養成の在り方に関する検討会 中間まとめ概要

～現任介護職員が介護福祉士受験資格を取得するための養成の在り方等に関する意見の要点と今後の検討の方向性について～

(平成22年8月13日)

1. 検討の背景

- 介護福祉士の資格取得方法については、その資質向上を図る観点から、平成19年度に法改正を行い、実務経験ルート(改正前は実務3年+国家試験)に6月(600時間)以上の課程を新たに義務付け、平成24年度より施行することとされたところ。
 - しかしながら、これによる資質向上が期待される一方、現在の介護分野においては、離職率が高く、地域によっては人手不足が生じている等の課題があり、介護人材の量的な確保に向けた見直しが必要との意見がある。
- ↓
- このため、資質向上と量的確保が可能な限り両立されるよう、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方について検討を行うとともに、介護職員全体のキャリアラダー構築に資するため、介護人材養成の今後の具体像も併せて検討を行うもの。

2. 検討にあたっての調査の実施等について

- 介護職員研修等実施状況調査の結果について
- 介護福祉士の資格取得方法の見直しに関するご意見募集の結果について

3. 意見の要点と今後の検討の方向性について

【介護福祉士資格取得までの養成の在り方について】

- 多様な経歴の人々が介護の仕事へ参入できるよう間口を維持しつつ、段階的な技能形成を可能にすることで、量の確保と資質の向上が両立できるようにすることが必要。
- 現状での支援策等を前提とする限り、今回の介護職員研修等実施状況調査の結果を踏まえると、600時間課程を平成24年度から予定どおり施行することに対応できない事業者、従事者が多数である。
- 実務者が介護福祉士資格取得に至るプロセスの検討にあたっては、600時間課程、介護職員基礎研修、ホームヘルパー2級研修等との関係を見直し、従事者が働きながら段階的にステップアップができる研修受講が可能となるよう、研修体系を再編することが必要。
その際、新しい研修体系の中においても、現行のホームヘルパー2級相当の介護職員の導入的な研修は維持すべき。
- その体系の再編にあたっては、各段階の介護職員の役割、求められる能力、キャリア等との関係を明確にし、段階的な技能形成とキャリアラダーの構築を図ることが必要。
- 介護福祉士に至るまでの教育の在り方については、600時間程度の研修が必要という意見と、600時間課程は現実的ではないとする意見があるが、介護福祉士取得段階の到達目標としては、利用者が望む質の高いサービスが提供できるよう、専門性の向上、根拠に基づく介護の計画的な実施、医療職等との連携、未経験者等への指導を行うことができることとすべき。
- さらに、現在、介護職員のたんの吸引等の医療的ケア実施にかかる検討が行われており、このことは介護福祉士の教育内容とも密接にかかわることから、その議論を踏まえつつ、介護福祉士の実務経験ルートの内容の在り方についても見直しを検討すべき。

【研修の実施方法について】

- 実務者が身近な地域で、無理なく、効率的に学習できるよう、多様な教育資源を活用し、多様な方法で学習できる方策や一定の要件を満たす研修受講歴を読み替える仕組み等を講ずるべき。

【研修の受講支援策等について】

- 利用者に質の高いサービスを提供するために、従事者は自ら資質の向上に努めること、事業者は従事者の研修機会の提供・確保に努めるとともに、従事者の資質向上に応じた処遇改善に努めること、養成関係者は多様な学習プログラム・方法の開発に努めることが必要。
- 国及び地方公共団体は、実務者の学費負担の軽減、事業者の代替職員確保に対する支援策を講ずる等、介護職員が研修に参加しやすい環境整備に努めるべき。
- 国は介護職員の資質向上の努力を促進する報酬体系等のあり方について検討すべき。

【施行時期等について】

- 医療的ケア実施に係る教育内容等の検討、介護福祉士資格取得に至るまでの研修体系の再編と施行準備に時間を要するため、介護福祉士の実務経験ルートについては見直したうえで、その施行は平成24年度から3年程度延期すべき。なお、実務経験ルートの教育課程の再編にあたっては、事業者、従事者が対応できるものとすべき。
- 養成施設ルートへの国家試験受験義務付けの施行時期についても、併せて見直しを検討すべき。

今後の介護人材養成の在り方に関する検討会委員名簿

名 前	職 名
石橋 真二 <small>イシハシ シンジ</small>	社団法人日本介護福祉士会会長
因 利恵 <small>イン トシエ</small>	日本ホームヘルパー協会会長
河原 四良 <small>カワハラ シロウ</small>	UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン会長
川原 秀夫 <small>カワハラ ヒデオ</small>	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会理事長
北村 俊幸 <small>キタムラ トシユキ</small>	一般社団法人日本在宅介護協会研修広報委員会副委員長
◎ 駒村 康平 <small>コマムラ コウヘイ</small>	慶應義塾大学経済学部教授
是枝 祥子 <small>コレエダ サチコ</small>	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授
田中 博一 <small>タナカ ヒロカズ</small>	社団法人日本介護福祉士養成施設協会副会長
中尾 辰代 <small>ナカオ タツヨ</small>	全国ホームヘルパー協議会会長
馬袋 秀男 <small>バタイ ヒデオ</small>	民間事業者の質を高める一般社団法人全国介護事業者協議会理事長
樋口 恵子 <small>ヒグチ ケイコ</small>	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
平川 博之 <small>ヒラカワ ヒロユキ</small>	社団法人全国老人保健施設協会常務理事
廣江 研 <small>ヒロエ ケン</small>	全国社会福祉施設経営者協議会介護保険事業経営委員長
藤井 賢一郎 <small>フジイ ケンイチロウ</small>	日本社会事業大学専門職大学院准教授
堀田 聡子 <small>ホッタ サトコ</small>	ユトレヒト大学社会行動科学部訪問教授
栞田 和平 <small>マスダ ワヘイ</small>	公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護保険委員会委員長
山田 尋志 <small>ヤマダ ヒロシ</small>	NPO法人介護人材キャリア開発機構理事長

◎: 座長

(五十音順、敬称略。)

今後の介護人材養成の在り方に関する検討会開催経過

第1回 平成22年3月29日

- 介護人材の現状等について
- 平成19年「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正について
- 今後の介護人材養成の基本的な方向性に関する論点について

第2回 平成22年4月26日

- 今後の介護人材養成の基本的な方向性に関する論点について
- 研修等実施状況調査(案)の内容について

第3回 平成22年6月28日

- 研修等実施状況調査の結果について
- 今後の介護人材養成の基本的な方向性に関する論点について

第4回 平成22年7月29日

- 現任介護職員が介護福祉士受験資格を取得するための養成の在り方に関する意見の要点と今後の検討の方向性について(中間まとめ案)

介護職員研修等実施状況調査の結果について（抜粋）

1. 調査概要

○「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」委員等の協力を得て、各事業者団体、施設・事業所等における研修等の実施状況に関する実態を把握するため、①事業者団体調査、②施設・事業所調査、③職員調査を実施。

(1)調査対象期日 平成22年4月1日現在(平成21年度の実施状況等)

(2)調査実施時期 平成22年5月14日～5月27日

(3)調査対象及び客体等

	在宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス	その他	合計
事業者団体調査(団体数)	5	3	2	4	14
施設・事業所調査(施設・事業所数)	464	393	410	0	1,273
職員調査(人数)	1,541	988	782	0	3,334

2. 主な結果の概要

(1)施設・事業所調査

①研修等の教育担当者について(複数回答)

	専任の教育担当者を置いている	兼任の教育担当者を置いている	教育担当の委員会等を置いている	教育担当者・員会などを置いていない
合計	7.4%	53.4%	23.0%	26.2%

②内部研修等の実施回数(21年度実績)

	最頻値	実施なし	1～6回	7～12回	13～18回	19～24回	25回以上
合計	12回	2.6%	20.1%	44.1%	13.7%	7.9%	11.6%

③内部研修の総実施時間数(全体)

	最頻値	10時間未満	10～20時間未満	20～40時間未満	40～80時間未満	80時間以上
合計	12時間	20.6%	34.8%	23.2%	11.9%	9.5%

④内部研修の実施時間数(受講者1人当たり時間)

	最頻値	3時間未満	3～6時間未満	3～12時間未満	12～18時間未満	18～24時間未満	24時間以上
合計	1時間	29.9%	11.9%	23.9%	17.7%	6.6%	10.1%

⑤外部研修の費用負担額(21年度 年間1人当たり)

	1万円未満	1～2万円	3～4万円	5～9万円	10～19万円	20～29万円	30万円以上	負担していない
在宅	34.4%	9.6%	9.0%	1.7%	0.9%	0.6%	0.0%	43.7%
施設	25.5%	36.0%	20.7%	10.8%	3.2%	0.8%	2.2%	0.8%
地域密着	43.3%	25.3%	14.9%	6.6%	1.9%	0.8%	0.6%	6.6%
合計	34.3%	24.0%	15.0%	6.5%	2.0%	0.7%	0.9%	16.4%

⑥外部研修を受講する介護職員の欠員の補充方法について(複数回答)

	在宅	施設	地域密着	合計
勤務シフトを変更して、施設・事業所内の他の介護職員を出勤させる	82.3%	81.1%	78.9%	80.7%
同一法人が運営する他の施設・事業所の介護職員に応援を要請する	4.7%	6.3%	13.1%	8.1%
派遣職員やアルバイトを確保する	6.4%	2.6%	4.3%	4.4%
勤務シフトの変更や欠員の補充は行っていない	12.2%	13.5%	12.0%	12.6%
その他	1.9%	10.3%	8.0%	6.8%

(2)職員調査

①外部研修受講にあたり参加できる期間について

	1日未満	1～2日	3～4日	5～9日	10～19日	20～29日	30日以上	参加できない
在宅	9.7%	22.2%	23.9%	22.4%	13.0%	3.1%	1.1%	4.6%
施設	5.4%	22.2%	29.1%	25.5%	13.2%	1.7%	1.2%	1.6%
地域密着	5.9%	19.5%	28.5%	23.4%	14.5%	3.2%	2.1%	2.9%
合計	7.5%	21.6%	26.5%	23.6%	13.5%	2.7%	1.4%	3.3%

②外部研修受講にあたり支払うことができる費用について

	1万円未満	1～2万円	3～4万円	5～9万円	10～19万円	20～29万円	30万円以上	払えない
在宅	32.7%	26.8%	18.4%	11.1%	2.4%	0.1%	0.1%	8.3%
施設	28.8%	27.9%	22.7%	11.4%	3.0%	0.0%	0.2%	6.0%
地域密着	30.1%	29.3%	18.2%	9.8%	2.7%	0.4%	0.6%	8.8%
合計	30.9%	27.7%	19.7%	10.9%	2.7%	0.2%	0.3%	7.7%

③研修受講支援策等について

	在宅	施設	地域密着	合計
通信課程により学習できるようにする	21.9%	20.7%	21.7%	21.5%
スクーリングの期間を短くする	20.1%	15.3%	18.2%	18.2%
単位制を取り入れ、段階的に受講出来るようにする	23.6%	23.6%	23.7%	23.6%
必要な研修を自ら選択出来るようにする	25.6%	27.8%	24.6%	26.0%
身近な地域で受講出来るようにする	60.4%	61.3%	64.2%	61.5%
スクーリング期間中に休暇が取れる環境や制度面での支援が必要	32.3%	33.5%	28.8%	31.9%
受講期間中に代替職員が円滑に確保できるようにすることが必要	28.2%	33.2%	30.2%	30.2%
受講期間中の給与保障が必要	25.8%	21.1%	26.8%	24.6%
受講費用を助成する仕組みが必要	41.0%	35.3%	36.8%	38.3%
自らの資質向上のためなのだから受講支援策は必要ない	2.1%	2.5%	2.8%	2.4%
その他	0.9%	1.4%	1.0%	1.1%

「介護福祉士の資格取得方法の見直しに関するご意見の募集について」 の結果について（概要）

1. ご意見募集の概要

○ 「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」開催に先立ち、介護福祉士資格の取得方法の見直しに関して、厚生労働省のホームページ上にてご意見募集を行った。

(1) ご意見募集期間 平成22年3月5日～平成22年4月4日

(2) 回答の回収数 2,423(有効回答数)／2,555

(3) 回答者の属性(介護サービスとの関係)

介護サービス従事者(介護福祉士資格あり)	介護サービス従事者(介護福祉士資格なし)	介護サービス経営者	介護サービス利用者・家族又はその関係者	介護人材教育機関関係者	医師・看護師等医療関係者	その他
1,160	635	175	37	266	41	109
47.9%	26.2%	7.2%	1.5%	11.0%	1.7%	4.5%

2. 主な結果の概要

(1) 6月(600時間)以上の養成課程の義務付けの方向性について

良いと思う	良くないと思う	どちらともいえない
29.4%	37.3%	33.3%

- 「良くないと思う」との評価は、介護サービス従事者(介護福祉士資格なし)(50.7%)、介護サービス経営者(68.0%)、介護サービス利用者・家族又はその関係者(62.2%)に多かった。
- 「良いと思う」との評価は、介護人材教育機関関係者(56.0%)、医師・看護師等医療関係者(48.8%)で多かった。
- 介護サービス従事者(介護福祉士資格あり)は、「どちらともいえない」(40.3%)、「良いと思う」(32.6%)、「良くないと思う」(27.2%)と評価は分かれた。

(2) 6ヶ月以上の養成課程についての認識

資質向上のため、6ヶ月以上の養成課程は必要	資質向上のため、6ヶ月よりも長い養成課程を義務付けるべき	資質向上のため、一定の養成課程は必要であると思うが、6ヶ月以上では長すぎる	介護分野の現状に即して、6ヶ月以上の養成課程の実施は当面見合わせるべき	現状でも十分な資質が備わっており、6ヶ月以上の養成課程は必要ない	その他
18.6%	3.0%	42.6%	20.6%	9.7%	5.5%

- 介護サービス従事者（介護福祉士資格なし）は、「一定の養成課程は必要であると思うが、6ヶ月以上では長すぎる」が最も多く（38.7%）、次いで「当面は見合わせるべき」（27.9%）であった。
- 介護サービス経営者は、「当面は見合わせるべき」が最も多く（34.3%）、次いで「一定の養成課程は必要であると思うが、6ヶ月以上では長すぎる」の順（28.0%）であった。
- 介護人材教育関係者、医療関係者は「6ヶ月以上の養成課程は必要」（39.5%、34.1%）が最も多く、次いで、「一定の養成課程は必要であると思うが、6ヶ月以上では長すぎる」の順（27.8%、34.1%）であった。
- 介護サービス従事者（介護福祉士資格あり）は「一定の養成課程は必要であると思うが6ヶ月以上では長すぎる」53.4%、「6ヶ月以上の養成課程は必要」19.2%であった。
- 「現状でも十分な資質が備わっており、6ヶ月以上の養成課程は必要ない」との意見は、介護サービス経営者は21.7%、介護サービス従事者（介護福祉士資格なし）は15.7%、利用者・家族は18.9%であったが、介護サービス従事者（介護福祉士資格あり）、介護人材教育機関関係者、医師・看護師等医療関係者は10%未満であった。

(3) 働きながら無理なく資質向上の学習を行うための支援策(複数回答)

通信課程の設置を認め、極力スクーリングの期間を短くする必要がある	単位制を取り入れ、段階的に受講できるようにするなど、受講者のやる気を引き出す仕組みとすべき	身近な地域で受講できる環境が必要である	スクーリング期間中に休暇が取れる環境など、事業者側の理解が必要である	受講期間中の代替職員が円滑に確保できるようにする必要がある	受講期間中の給与保障が必要である	受講費用を助成する仕組みが必要	自ら資質向上のためなのだから受講支援策は必要ない	その他
26.9%	37.3%	59.7%	33.3%	34.0%	33.7%	43.9%	3.3%	5.6%

福祉・介護人材確保対策事業の実施状況 [平成21年度実績]

		福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置(障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業)						セーフティネット支援対策等事業費補助金				
		進路選択等 学生支援事業	潜在的有資格者 等養成支援事業	複数事業所 連携事業	職場体験事業	福祉・介護人材 マッチング支援事	キャリア形成訪問 指導事業	その他事業	福祉・介護人材 定着支援事業	実習受入施設 ステップアップ事	企画委員会設置 ・運営事業	介護福祉士等 修学資金貸付事
1	北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
22	静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
23	愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
24	三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25	滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
26	京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
28	兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
29	奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31	鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32	島根県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
33	岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34	広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35	山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
36	徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
37	香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
38	愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
41	佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
42	長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
43	熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
44	大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46	鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業実施(○)		43	46	41	44	45	35	16	8	6	7	46
事業未実施(ー)		4	1	6	3	2	12	31	39	41	40	1

福祉・介護人材確保対策事業の実施状況 [平成22年度(平成22年7月末現在)]

		福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置(障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業)						セーフティネット支援対策等事業費補助金				
		進路選択等 学生支援事業	潜在的有資格者 等養成支援事業	複数事業所 連携事業	職場体験事業	福祉・介護人材 マッチング支援事	キャリア形成訪問 指導事業	その他事業	福祉・介護人材 定着支援事業	実習受入施設 ステップアップ事	企画委員会設置 ・運営事業	介護福祉士等 修学資金貸付事
1	北海道	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
2	青森県	△	△	○	○	○	△	—	—	—	—	○
3	岩手県	—	○	▲	○	○	○	—	—	—	—	○
4	宮城県	△	△	○	○	○	△	△	—	—	—	○
5	秋田県	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○
6	山形県	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○
7	福島県	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
8	茨城県	○	○	○	○	○	○	▲	—	—	—	○
9	栃木県	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
10	群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○
11	埼玉県	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
12	千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
13	東京都	○	○	○	△	○	○	○	—	—	—	○
14	神奈川県	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
15	新潟県	○	○	△	○	○	○	▲	—	—	—	○
16	富山県	○	○	○	○	○	△	△	—	○	○	○
17	石川県	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○
18	福井県	○	○	○	—	○	○	○	—	—	○	○
19	山梨県	○	—	—	○	○	○	○	—	—	—	○
20	長野県	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
21	岐阜県	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	○
22	静岡県	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○
23	愛知県	○	○	△	○	○	○	○	—	—	—	○
24	三重県	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
25	滋賀県	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○
26	京都府	○	△	○	○	○	○	○	—	—	—	○
27	大阪府	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
28	兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○
29	奈良県	○	△	△	○	○	△	—	○	—	—	○
30	和歌山県	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
31	鳥取県	—	○	△	○	○	△	—	○	△	—	○
32	島根県	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○
33	岡山県	○	○	—	○	○	○	▲	○	—	—	○
34	広島県	○	○	○	○	○	○	—	△	△	—	○
35	山口県	○	○	○	○	○	○	▲	—	—	—	○
36	徳島県	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
37	香川県	○	○	△	○	○	○	○	—	—	▲	○
38	愛媛県	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
39	高知県	○	▲	○	○	○	△	○	—	—	—	○
40	福岡県	○	○	△	○	○	○	—	—	—	—	○
41	佐賀県	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	○
42	長崎県	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
43	熊本県	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
44	大分県	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
46	鹿児島県	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○
47	沖縄県	○	▲	—	○	○	△	—	—	—	—	○
	実施中(○)	39	40	37	44	47	35	15	5	4	5	47
	実施予定(△)	2	4	6	1	0	7	2	2	2	2	0
	検討中(▲)	0	2	1	0	0	0	4	0	1	1	0
	実施予定なし(-)	6	1	3	2	0	5	26	40	40	39	0

「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」に基づく「その他福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業」の実施状況について

【都道府県数・事業数】

25都道府県 55事業

※メニュー事業として実施可能とされた事業を除く。

北海道、青森県、宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県

【主な事業内容等】

普及啓発関係事業

12都道府県 17事業

北海道、宮城県、富山県、福井県、山梨県、愛知県、兵庫県、島根県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県

[事業内容]

- 「福祉・介護」に関するフォーラムやシンポジウム、体験会等の開催
- 「福祉・介護」の理解促進・イメージアップを目的とする啓発・広報の実施 等

研修関係事業

4都道府県 9事業

東京都、兵庫県、山口県、宮崎県

[実施例]

東京都「定着支援研修プランナー等育成事業」

(実施年度 H22～23、所要額 14,900 千円)

- 複数事業所連携事業として小規模事業所が実施する合同研修の円滑な実施のため、研修の企画等を行うプランナーと階層別研修を実施できる講師を育成する。

兵庫県「理学療法士、作業療法士派遣事業」

(実施年度 H21～23、所要額 60,300 千円)

- 県の機関に所属する理学療法士・作業療法士を講師として派遣して、介護技術等に関する研修を実施。

山口県「福祉・介護人材確保強化支援事業」

(実施年度 H23、所要額 15,306 千円)

- 社会福祉士、介護福祉士の実習指導者からなる研修チームにより、施設・事業所への技術研修や相談支援、高校生等を対象にした講座等を実施。

進路選択等学生支援事業

8 都道府県 8 事業

栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、長野県、三重県、滋賀県

※ 当該事業については、事業を行う養成施設は「社会福祉士等を養成する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した養成施設」としていることから、地域の実情により、福祉系大学・短大・高校や定員充足率が60%以上の養成施設等が事業を行う必要がある場合は、その他事業として協議が必要。

中高校等説明会・魅力PR関係事業

7 都道府県 8 事業

北海道、富山県、長野県、滋賀県、京都府、岡山県、宮崎県

[実施例]

北海道「福祉教育アドバイザー派遣事業」

(実施年度 H21～23、所要額 21,900 千円)

○ 福祉・介護に関する有識者（大学研究者や NPO 代表者等）をアドバイザーとして、学校（小中高）へ派遣し、生徒及び教職員に対しモデル授業を実施。

長野県「福祉の仕事進路指導者説明会」(実施年度 H21～22、所要額 2,278 千円)

○ 教育委員会と連携し、県内全高校の進路指導教員を対象にしたセミナーを開催し、福祉・介護の最新の状況や職場の現状等を紹介。

京都府「京都ウェルジョブネット事業（仕事理解促進事業分）」

(実施年度 H22～23、所要額 19,000 千円)

○ 子どもの福祉の仕事への興味を促進するため、小中学校の「総合的な学習の時間」において、地域の施設への訪問や福祉施設職員による授業等を行う「福祉職業教育カリキュラム」を実施。

宮崎県「学生・従事者等による意見交換会」

(実施年度 H21～23、所要額 4,320 千円)

○ 養成施設の学生、介護従事者、養成施設入学予定者とその保護者等で意見交換会を実施し、入学予定者への助言等を行う。

調査・研究関係事業

3 都道府県 4 事業

青森県、富山県、兵庫県

[実施例]

青森県「介護福祉士養成施設動向調査」(実施年度 H21、所要額 12,153 千円)

○ 養成施設卒業生の福祉・介護分野での就労状況、未就業者の将来的な職場復帰の動向等を把握

富山県「介護従事者に関する意識調査事業」

(実施年度 H22～23、所要額 20,000 千円)

- 転職や離職の原因や動機、悩み事等を分析するため、新規就業者、養成校卒業者、離職者を対象とする意識調査を実施。

コーディネーター関係事業

3 都道府県 3 事業

北海道、千葉県、京都府

[実施例]

千葉県「福祉・介護人材確保対策地域連携コーディネーター事業」

(実施年度 H21～23、所要額 42,426 千円)

- 「地域連携コーディネーター」を配置し、関係機関による地域ごとの推進組織の立上げ、人材確保対策事業の円滑な実施のための施設・事業所間の調整等を行う。

○都道府県福祉人材センター・バンク一覧

(参考資料5)

都道府県福祉人材センター一覧(平成22年12月1日現在)

北海道	北海道福祉人材センター	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7-1 かでる2・7 3F	011-272-6662
青森	青森県福祉人材センター	〒030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-777-0012
岩手	岩手県福祉人材センター	〒020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522
宮城	宮城県福祉人材センター	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館1F	022-262-9777
秋田	秋田県福祉保健人材センター	〒010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2880
山形	山形県福祉人材センター	〒990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内	023-633-7739
福島	福島県福祉人材センター	〒960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662
茨城	茨城県福祉人材センター	〒310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-3727
栃木	栃木県福祉人材・研修センター	〒320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬	群馬県福祉マンパワーセンター	〒371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉	埼玉県福祉研修・人材センター	〒330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1F	048-833-8033
千葉	千葉県福祉人材・研修センター	〒260-8508	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-248-1294
東京	東京都福祉人材センター	〒102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2860
神奈川	かながわ福祉人材研修センター	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-1121
新潟	新潟県福祉人材センター	〒950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5523
富山	富山県健康・福祉人材センター	〒930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2F	076-432-6156
石川	石川県福祉人材センター	〒920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2F	076-234-1151
福井	福井県福祉人材センター	〒910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-2294
山梨	山梨県福祉人材センター	〒400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8654
長野	長野県福祉人材研修センター	〒380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4F	026-226-7330
岐阜	岐阜県福祉人材総合対策センター	〒500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F	058-276-2510
静岡	静岡県社会福祉人材センター	〒420-0856	静岡市駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-271-2110
愛知	愛知県福祉人材センター	〒460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県社会福祉会館内	052-223-0408
三重	三重県福祉人材センター	〒514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館4F	059-224-1082
滋賀	滋賀県福祉人材・研修センター	〒525-0072	草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925
京都	京都府福祉人材・研修センター	〒604-0874	京都市中京区竹屋町通丸丸東入る清水町375 ハートピア京都B1F	075-252-6297
大阪	大阪府福祉人材センター	〒542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020
兵庫	兵庫県福祉人材センター	〒651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-271-3881
奈良	奈良県福祉人材センター	〒634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160
和歌山	和歌山県福祉保健研修人材センター	〒640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6F	073-435-5211
鳥取	鳥取県福祉人材センター	〒689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根	島根県福祉人材センター	〒690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5957
岡山	岡山県福祉人材センター	〒700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内	086-226-3507
広島	広島県社会福祉人材育成センター	〒732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-256-4848
山口	山口県福祉人材・研修センター	〒753-0072	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島	徳島県福祉人材センター	〒770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター3F	088-625-2040
香川	香川県福祉人材センター	〒760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4F	087-833-0250
愛媛	愛媛県福祉人材センター	〒790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知	高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉倉375-1 高知県立ふくし交流プラザ	088-844-3511
福岡	福岡県福祉人材センター	〒816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3310
佐賀	佐賀県福祉人材・研修センター	〒840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406
長崎	長崎県福祉人材研修センター	〒852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656
熊本	熊本県福祉人材・研修センター	〒860-0842	熊本市南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-322-8077
大分	大分県福祉人材センター	〒870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎	宮崎県福祉人材センター	〒880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-32-9740
鹿児島	鹿児島県福祉人材・研修センター	〒890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄	沖縄県福祉人材研修センター	〒903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟3F	098-882-5703

福祉人材バンク一覧(平成22年12月1日現在)

北海道	函館市福祉人材バンク	〒040-0063	函館市若松町33-6 函館市総合福祉センター	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	〒070-0035	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1F	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	〒085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	〒080-0847	帯広市公園東町3-9-1 帯広市グリーンプラザ	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	〒090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材バンク	〒053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市市民活動センター1F	0144-32-7111
青森	弘前福祉人材バンク	〒036-8063	弘前市宮園2-8-1	0172-36-1830
	八戸福祉人材バンク	〒039-1166	八戸市根城8-8-115	0178-47-2940
群馬	高崎市福祉人材バンク	〒370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館1F	027-324-2761
	太田市福祉人材バンク	〒373-0853	太田市浜町2-7 太田市福祉会館1F	0276-48-9599
神奈川県	川崎市福祉人材バンク	〒211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター(エポックなかほら)5F	044-739-8726
福井	嶺南福祉人材バンク	〒914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内	0770-22-3133
静岡	浜松市福祉人材バンク	〒432-8035	浜松市成子町140-8 浜松市福祉交流センター	053-458-9205
	静岡県福祉人材センター東部支所	〒410-0801	沼津市大手町1-1-3 東部地域交流プラザ(パレット)2F	055-952-2942
愛知	豊橋市福祉人材バンク	〒440-0055	豊橋市前畑町115 新総合福祉センターあいてピア	0532-52-1111
	小牧市福祉人材バンク	〒485-0041	小牧市小牧5-407	0568-77-0123
兵庫	姫路市福祉人材バンク	〒670-0955	姫路市安田3-1	0792-84-9988
和歌山	紀南福祉人材バンク	〒646-0031	田辺市湊1619-8 田辺市民総合センター内	0739-26-4918
島根	島根県福祉人材センター石見分室	〒697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる2F	0855-24-9340
高知	安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町2-8	0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3	0880-35-5514
福岡	北九州市福祉人材バンク	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F	093-881-0901
	筑後地区福祉人材バンク	〒830-0027	久留米市長門石町1-1-34 総合福祉センター内	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	〒820-0011	飯塚市大字柏の森956-4	0948-23-2210
	京築地区福祉人材バンク	〒824-0063	行橋市大字中津熊501 ウィズゆくはし内	0930-23-8495
長崎	佐世保福祉人材バンク	〒857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174
大分	日田市福祉人材バンク	〒887-0003	日田市上城内町1-8 日田市総合保健福祉センター3F	0973-24-7590
沖縄	名護市福祉人材バンク	〒905-0014	名護市港2-1-1 名護市市民会館内福祉センター	0980-53-4142

福利厚生センターサービスメニュー一覧(平成22年12月現在)

健康管理

- 健康生活用品給付
- 電話健康相談
- 生活習慣病予防検診費用助成
- スポーツクラブ

慶事お祝い

- 結婚お祝い品贈呈
- 出産お祝い品贈呈
- 入学お祝い品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 配偶者死亡弔慰金
- 災害見舞金

資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修

余暇活用

- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 海外リフレッシュツアー
- クラブ・サークル活動助成
- テーマパーク
- ゴルフ場
- 国内・海外旅行
- レンタカー

情報活用

- ホームページ
- 学天ソウエル
- ソウエルweb書店
- 会員情報誌、ソウエルクラブニュース

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

生活サポート

- 特別資金ローン
- 特別提携住宅ローン
- ソウエル積立保険
- ソウエル団体生命保険
- ソウエル傷害保険
- ソウエル入院保険
- ペット保険
- マイカー購入応援事業
- ショッピング
- スポーツ・カルチャー
- クレジットカード



都道府県別加入状況（平成22年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	（参考）	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	750	34,596	852	88.0%
青森	74	2,898	509	14.5%
岩手	64	3,369	294	21.8%
宮城	42	2,872	216	19.4%
秋田	78	3,961	202	38.6%
山形	103	4,685	217	47.5%
福島	94	5,056	264	35.6%
茨城	117	4,892	470	24.9%
栃木	89	2,763	377	23.6%
群馬	98	3,332	412	23.8%
埼玉	135	5,608	707	19.1%
千葉	68	2,582	560	12.1%
東京	279	20,706	993	28.1%
神奈川	44	1,892	715	6.2%
新潟	46	3,980	392	11.7%
富山	96	5,374	195	49.2%
石川	63	2,777	281	22.4%
福井	45	2,079	210	21.4%
山梨	34	1,123	225	15.1%
長野	65	2,402	329	19.8%
岐阜	87	4,066	277	31.4%
静岡	127	4,871	425	29.9%
愛知	89	5,955	584	15.2%
三重	135	5,583	286	47.2%
滋賀	61	2,090	237	25.7%
京都	85	3,732	430	19.8%
大阪	85	5,498	1,101	7.7%
兵庫	81	3,096	739	11.0%
奈良	44	1,975	202	21.8%
和歌山	47	1,511	208	22.6%
鳥取	22	1,195	112	19.6%
島根	19	713	250	7.6%
岡山	71	4,913	341	20.8%
広島	126	9,406	424	29.7%
山口	66	3,455	291	22.7%
徳島	79	2,889	161	49.1%
香川	80	3,538	179	44.7%
愛媛	58	3,723	202	28.7%
高知	38	1,049	158	24.1%
福岡	154	6,512	1,024	15.0%
佐賀	33	1,415	225	14.7%
長崎	84	3,553	494	17.0%
熊本	92	3,277	617	14.9%
大分	67	3,111	305	22.0%
宮崎	59	2,611	368	16.0%
鹿児島	57	2,202	560	10.2%
沖縄	109	2,754	362	30.1%
合計	4,439	211,640	18,982	23.4%

（注）

1. 社会福祉法人数は、厚生労働省調べ（平成22年3月末現在）による法人数。

平成23年度 社会福祉研修実施計画（案）
【全国社会福祉協議会中央福祉学院において実施する研修】

課程名		目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数
委託研修	1 社会福祉主事 資格認定通信教育課程	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市町村の職員で、社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔面接授業4日〕
	2 社会福祉施設長 資格認定通信教育課程	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔面接授業5日〕
	3 社会福祉法人 経営者研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者	3回	各200人	3日
補助研修	1 児童福祉司 資格認定通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は平成21年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔面接授業5日〕
	2 「福祉職員生涯研修課程」 指導者養成研修課程	中央福祉学院が開発した「福祉職員生涯研修課程・標準研修プログラム」に基づいた研修会を、各県研修実施機関が実施する際に必要な指導者を養成する。	各県研修実施機関が推薦する「福祉職員生涯研修課程」による研修指導講師予定者及び研修指導経験者	1回	50人	4日

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関（別紙参照）が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

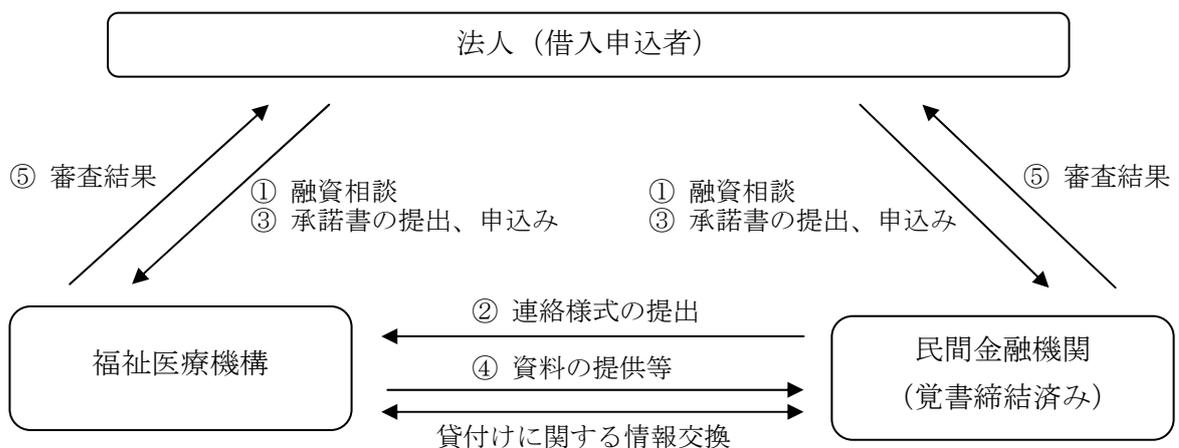
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成22年12月15日現在)

都道府県 本店/本部 所在地	金融機関名 (順不同)				
都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫
	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帯広信用金庫	北門信用金庫
青 森	みちのく銀行	青森銀行			
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合
	花巻信用金庫	一関信用金庫			
宮 城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫
秋 田	秋田銀行	北都銀行			
山 形	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫
	米沢信用金庫				
福 島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫
	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫	会津信用金庫	
茨 城	常陽銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫
	筑波銀行				
栃 木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫
	大田原信用金庫				
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫
	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫		
埼 玉	埼玉信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	東京東信用金庫
千 葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合
	千葉信用金庫	銚子商工信用組合			
東 京	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行
	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	三菱東京UFJ信託銀行	東京スター銀行
	多摩信用金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫		
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合
	川崎信用金庫	平塚信用金庫	三浦藤沢信用金庫		
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合
	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫		
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫
	高岡信用金庫				
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	
福 井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫
	岐阜銀行	関信用金庫			
静 岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫
	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	浜松信用金庫	富士宮信用金庫
	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫
	静岡県医師信用組合				
愛 知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫
	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫	中京銀行	いちい信用金庫
三 重	名古屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫
	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫	
滋 賀	滋賀銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫	
京 都	京都銀行	京都信用金庫	京都北都信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会
	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫
大 阪	摂津水都信用金庫	関西アーバン銀行	大阪商工信用金庫		
	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫
兵 庫	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	兵庫信用組合	兵庫六甲農業協同組合
	但陽信用金庫	淡路信用金庫			
奈 良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫			
鳥 取	鳥取銀行	米子信用金庫			
島 根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合	島根銀行	
岡 山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫
	おかやま信用金庫	備前信用金庫			
広 島	広島銀行	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫	
山 口	山口銀行		しまなみ信用金庫		
徳 島	阿波銀行	徳島銀行			
香 川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	
愛 媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫		
高 知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫		
福 岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫
佐 賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫		
長 崎	十八銀行	親和銀行			
熊 本	肥後銀行	熊本ファミリー銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫
	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行	
宮 崎	宮崎銀行				
鹿 児 島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫
沖 縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行		
そ の 他	信金中央金庫	商工組合中央金庫			
合 計			272機関		

社会福祉法人の新会計基準(案)について (H22. 12)

(参考資料9)

平成22年12月現在の状況を記載した資料であり、未確定事項も含まれる。

社会福祉法人の新会計基準(案)について

平成 2 2 年 1 2 月 8 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

目 次

1. 新基準(案)を作成する背景と目的P 4
2. 新基準(案)の基本的な考え方P5
3. 新基準(案)の構成P5
4. 新基準(案)における主な改正点P6
(1)適用範囲の一元化P6
(2)計算書類の簡素化P7
(3)区分方法の変更P8
(4)財務諸表等の作成P10
(5)その他の主な変更点P11
5. 移行期間についてP12
参考1. 附属明細書の考え方P13
参考2. 財務諸表注記の充実P14
参考3. 「区分方法の変更」の事例による説明P15
参考4. 主な変更内容P17
参考5. 既存通知の取扱いの方向性P22

1. 新基準(案)を作成する背景と目的

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(案)(以下、「新基準(案)」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準(案)の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20. 4~H22. 10 全23回)

委員:公認会計士、オブザーバー:厚労省、事務局:明治安田生活福祉研究所

2. 新基準(案)の基本的な考え方

- ◆ 社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。
- ◆ 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析が可能なものとするとともに、外部への情報公開も勘案した作りとする。
- ◆ 新基準(案)の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考とする。

3. 新基準(案)の構成

- (1) 基準と注解 : 会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例
- (2) 運用指針Ⅰ : 会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したもの。
- (3) 運用指針Ⅱ : 従来の会計ルールから新会計基準へ移行するにあたっての取扱いを示したもの。

4. 新基準(案)における主な改正点

(1) 適用範囲の一元化

○社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

◆ 現行基準

	事業	原則	運用実態
社会福祉事業	障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による (措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」によることができる)
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム		社会福祉法人会計基準による (指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい)
	特養等介護保険施設		指導指針が望ましい (会計基準によることができる)
	就労支援事業		就労支援会計処理基準による
	授産施設		授産施設会計基準による
	重症心身障害児施設		病院会計準則による
	訪問看護ステーション		訪問看護会計・経理準則による
	介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則による
	病院・診療所		病院会計準則による
公益事業		社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可	
収益事業		一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用	

◆ 新基準(案)

	事業	適用範囲
社会福祉事業	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 就労支援事業 授産施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	全ての社会福祉法人に新基準を適用する
公益事業		
収益事業		

(2) 計算書類の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成。
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ① 資金収支計算書
 - ② 事業活動収支計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
- +
- ⑤ その他の明細書等

(注) 適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準(案)

【財務諸表】

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動計算書
- ③ 貸借対照表

+

- ④ 附属明細書(※)
- ⑤ 財産目録

(※) 附属明細書

- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・財務諸表を補完する役割を持つ。

(3) 区分方法の変更 ～拠点区分の考え方の導入～

- 法人全体の計算書類を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

①事業区分

- ・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

②拠点区分

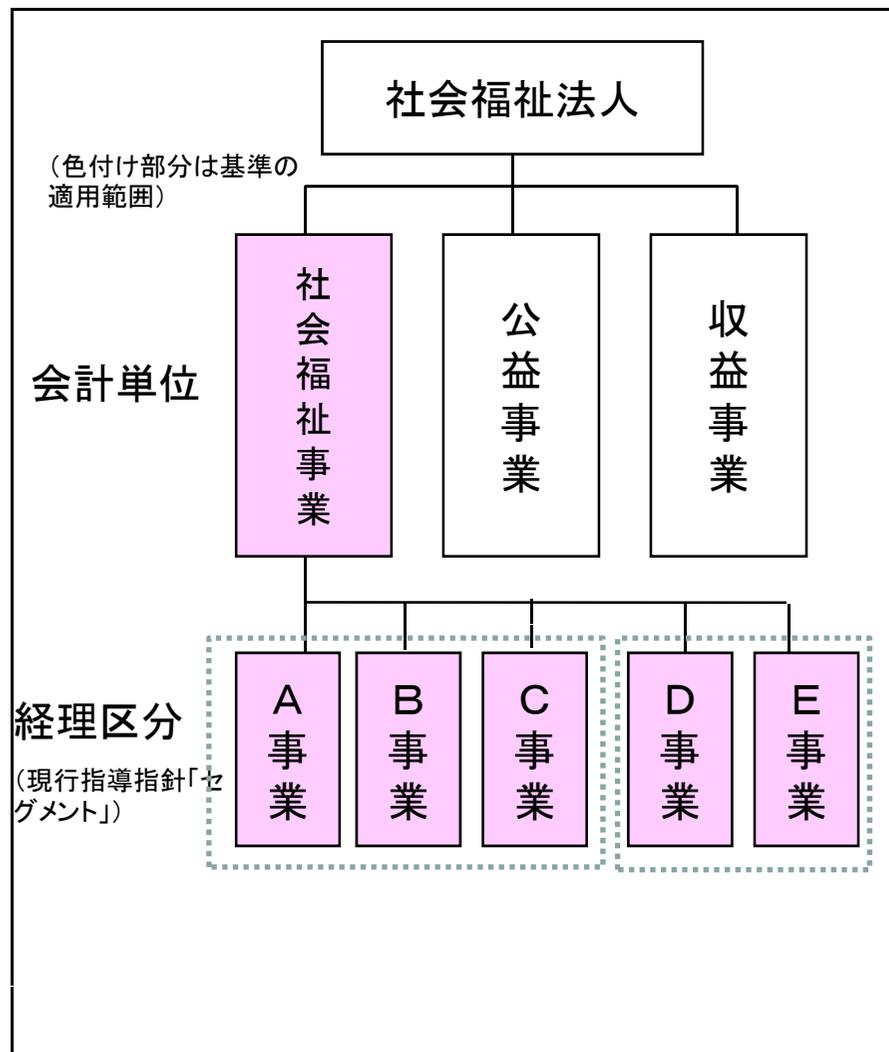
- ・事業区分を拠点(一体として運営される施設、事業所及び事務所)別に区分
(注)ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、
現行の指導指針における「会計区分」に準じた扱いとする。

③サービス区分

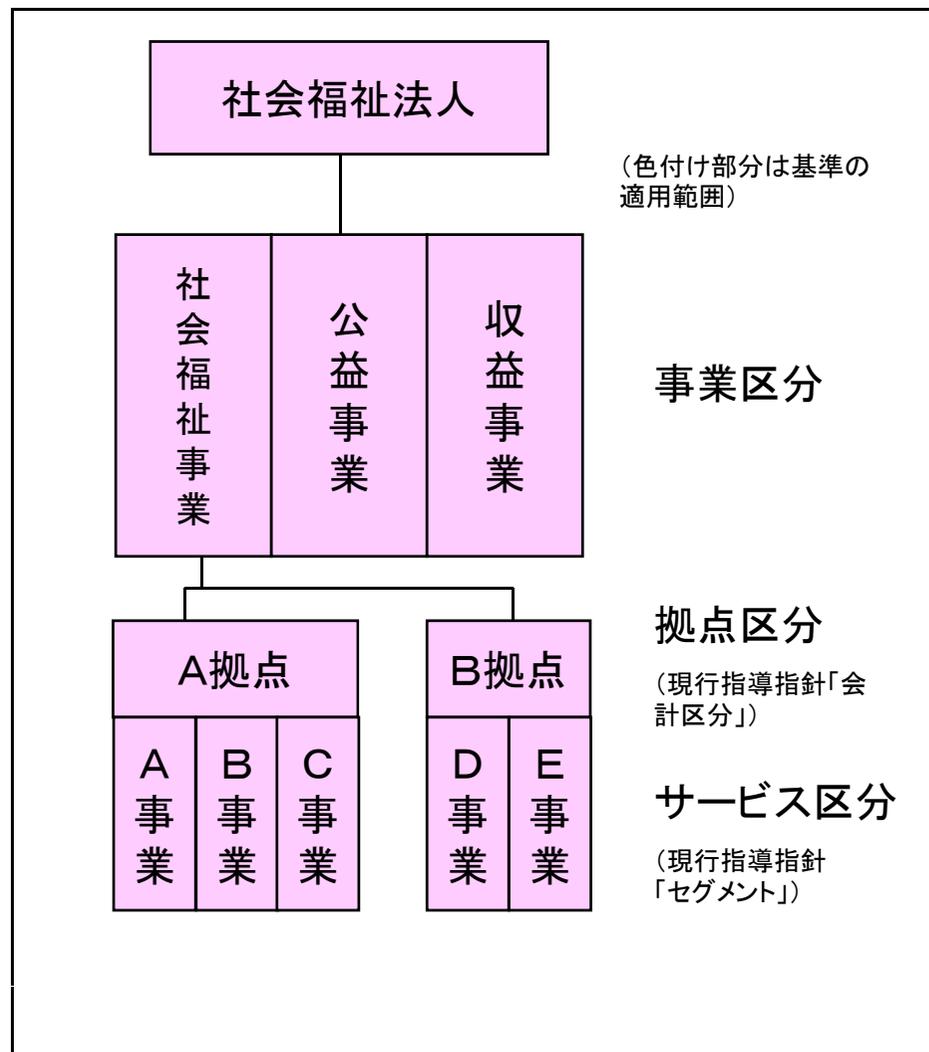
- ・その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護等)に区分
(注)現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いとする。
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書については、
その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを省略できる。
(注1)拠点区分事業活動明細書は経常増減差額までの表示で可。
(注2)介護老人福祉施設、障害福祉サービス事業所等では拠点区分事業活動明細書のみを作成し、
保育所、措置施設は拠点区分資金収支明細書のみを作成する。

(「区分方法の変更」イメージ)

◆ 現行基準



◆ 新基準(案)



(4) 財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
法人全体 (事業区分別)	◎◎第1号の2様式	◎◎第2号の2様式	◎◎第3号の2様式		左記様式では事業区分間の内部取引消去を行う
事業区分 (拠点区分別)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では拠点区分間の内部取引消去を行う
拠点区分 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計をサービス別に区分表示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3ではサービス区分間の内部取引消去を行う

(注1) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合は財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2) 第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

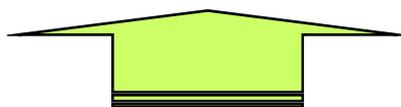
(5) その他の主な変更点

- ① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い
 - 基本金は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定。
 - 国庫補助金等特別積立金は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。
- ② 引当金の範囲
 - ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。
- ③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入
 - 財務情報の透明性を向上させるため、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入する。
- ④ 退職共済制度の取扱いの明確化
 - 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の会計処理方法を明確化。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。
- ⑤ 共同募金配分金等の取扱い
 - 会計処理方法を明確化。

5. 移行期間について

<移行期間に関する方針>

- ・ 事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度(予算)から移行する。
- ・ 平成25年度(予算)には全ての法人において移行する。



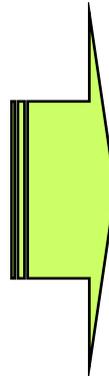
<理由>

- ・ 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- ・ 一定の法人が先行的に移行することで、その他の法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した法人の実務者が実例を講義・周知することにより、その他の法人においても、より円滑な移行が期待できる。

- 現行基準に基づいて作成が求められている各種の別表・附属明細表などを共通フォームに統一し、社会福祉法人に必要な内容に整理する。
- 就労支援事業を行っている法人は、上記の他、適正な工賃算定のために製造原価などの必要最小限の事項を明細書として作成する。

◆ 現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表 等



◆ 新基準(案)

- (1) 全事業に係る附属明細書
 - ・基本財産およびその他の固定資産の明細書
 - ・引当金の明細書
 - ・拠点区分資金収支明細書
 - ・拠点区分事業活動明細書
 - ・借入金明細書
 - ・寄附金収益明細書
 - ・補助金等収益明細書
 - ・事業区分間及び拠点区分間資金異動明細書
 - ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)明細書
 - ・基本金明細書
 - ・国庫補助金等特別積立金明細書
 - ・積立金・積立資産明細書
 - ・サービス区分間資金移動明細書
 - ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
- (2) 就労支援事業に係る附属明細書
 - ・就労支援事業別事業活動明細書
 - ・就労支援事業製造原価明細書
 - ・販売費及び一般管理費明細書
 - ・就労支援事業明細書

- 現行基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、8項目を追加し、15項目に拡充。
また、法人全体の他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。
(下記☆印の項目は拠点区分では記載不要)。

◆ 現行基準で規定する注記事項

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針変更、その理由及び影響額
- ③基本財産の増減内容及び金額
- ④基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥重要な後発事象の内容及び影響額
- ⑦その他必要な事項



◆ 新基準(案)で新たに加えた注記事項

- ☆①継続事業の前提に関する注記
- ②法人で採用する退職給付制度
- ③拠点区分・サービス区分の設定方法等
- ④減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
- ⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
- ⑥満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ☆⑦関連当事者との取引内容
- ☆⑧重要な偶発債務

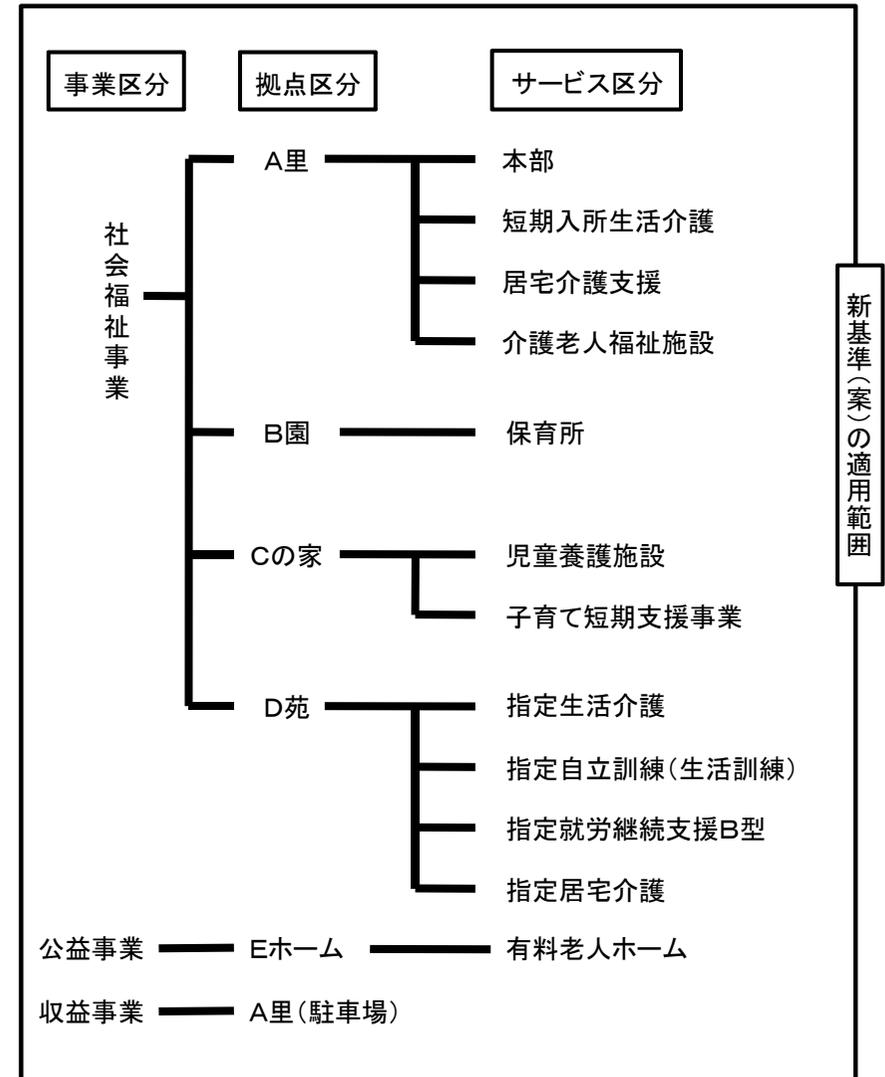
参考3-①

(「区分方法の変更」の事例による説明①)

現行基準



新基準(案)



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

参考3-②

(「区分方法の変更」の事例による説明②)

拠点	各拠点で運営している事業
A里	<p>介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。</p> <p>また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。</p> <p>さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。</p>
B園	<p>「保育所」(「地域子育て支援拠点事業」若しくは「一時預かり事業」を実施している場合は、保育所と同一のサービス区分とすることができる。)</p>
Cの家	<p>「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。</p>
D苑	<p>障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練(生活訓練)」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。</p> <p>また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。</p>
Eホーム	<p>「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。</p>

参考4-① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

(ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

- 現行基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。
そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定時において固定資産以外も計上できるように変更するものとする。

(イ) 4号基本金の廃止

- 基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

(ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

- 現行基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還補助金が含まれていなかった(一方で指導指針には含めていた)が、これは実質的に施設・設備整備補助に相当するため、追加するものとする。

参考4-② 引当金の範囲

- 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほか、④その他の引当金が認められていた。
- しかし、上記④その他の引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

◆ 現行基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他の引当金



◆ 新基準(案)

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

参考4-③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

○ 資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、例えば以下の会計手法を導入する。

(ア)1年基準(ワン・イヤー・ルール)

→ 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金・支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準

(イ)金融商品の時価会計

→ 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法

(ウ)リース会計

→ 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、リース債務を負債として財務諸表に計上する手法

(エ)退職給付会計

→ 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する手法

(オ)減損会計

→ 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法

(カ)税効果会計

→ 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注)簡便な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

参考4-④ 退職共済制度の取扱いの明確化

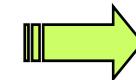
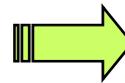
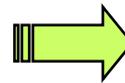
- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、約定の金額を退職給付引当金に計上する方法のほか、簡便な処理方法を明示する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

◆ 現行会計処理方法

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理。

②都道府県等の実施する制度
退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。

③採用している退職手当制度
従来、注記なし。



◆ 新基準(案)

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理(変更なし)。

②都道府県等の実施する制度
ア 約定の金額を退職給付引当金に計上する。
イ 期末退職金要支給額を退職給付引当金とし、同額を退職給付引当資産とする。
ウ 法人の負担する掛け金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金とする方法。

③採用している退職給付制度
財務諸表の注記に明示。

参考4-⑤ 共同募金配分金等の取扱い

- 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。
- 受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、従前と同じく寄附金として処理を行うものとする。

(注)共同募金配分金等については、現行基準では取扱いが明示されておらず、指導指針では①一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、②受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

◆ 指導指針

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金：寄附金として処理
- ②特別配分金：明記なし
- ③受配者指定寄附金：寄附金として処理

◆ 新基準(案)

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金：民間団体からの助成金と同様の処理
- ②特別配分金：民間団体からの助成金と同様の処理
- ③受配者指定寄附金：寄附金として処理

(1) 移行期間終了をもって廃止の方向

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援施第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」
(平成12年2月17日付け社援施第8号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 4 「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
(昭和51年3月31日付け社施第25号 社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について
(平成12年12月19日付け社援施第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 6 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援発第555号 社会・援護局長通知)
- 7 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」
(平成13年3月29日付け社援保発第23号・障障発第12号・障精発第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 8 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」
(平成12年2月17日付け社援施第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

(2) 社会福祉法人以外の事業者に適用されるものとして存続する方向

- 1 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」
(平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 2 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 3 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」
(平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 4 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」
(平成18年10月2日付け社援発第1002001号 社会・援護局長通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」
(平成19年7月31日付け障障発第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)

(参考資料10)

○第三者評価の受審件数(都道府県別)

平成22年6月29日時点

No.	都道府県	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	都道府県別 5年間実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	43
2	青森県	5	19	34	12	19	89
3	岩手県	9	15	21	29	24	98
4	宮城県	0	0	0	3	9	12
5	秋田県	0	0	4	1	1	6
6	山形県	0	2	2	1	4	9
7	福島県	0	0	3	8	9	20
8	茨城県	1	2	6	3	1	13
9	栃木県	1	8	6	6	10	31
10	群馬県	16	11	8	11	7	53
11	埼玉県	8	22	26	25	27	108
12	千葉県	0	3	81	28	45	157
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,004	8,308
14	神奈川県	37	100	131	163	107	538
15	新潟県	0	0	0	7	18	25
16	富山県	9	18	7	4	2	40
17	石川県	0	42	38	32	21	133
18	福井県	0	3	2	4	4	13
19	山梨県	1	10	4	7	7	29
20	長野県	2	15	9	29	16	71
21	岐阜県	7	19	10	4	10	50
22	静岡県	47	38	45	40	38	208
23	愛知県	3	25	39	55	59	181
24	三重県	19	7	13	13	13	65
25	滋賀県	0	0	3	4	3	10
26	京都府	80	115	254	185	192	826
27	大阪府	9	31	80	60	41	221
28	兵庫県	20	25	51	52	32	180
29	奈良県	0	0	0	4	2	6
30	和歌山県	0	0	2	10	4	16
31	鳥取県	0	15	18	20	24	77
32	島根県	0	1	4	1	2	8
33	岡山県	0	0	0	3	0	3
34	広島県	0	0	0	1	16	17
35	山口県	41	39	25	14	10	129
36	徳島県	0	0	0	6	3	9
37	香川県	0	0	8	2	5	15
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18
39	高知県	0	2	1	3	1	7
40	福岡県	0	0	0	5	20	25
41	佐賀県	0	4	1	2	0	7
42	長崎県	0	3	12	6	10	31
43	熊本県	0	21	22	27	19	89
44	大分県	11	14	18	14	6	63
45	宮崎県	0	0	0	0	2	2
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	19
47	沖縄県	0	0	2	4	2	8
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,869	12,086

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した。

平成 2 2 年 度 災 害 救 助 法 等 適 用 状 況

災 害 名	都道府県	適用日	適 用 市 町 村
○ 7 月 1 2 日 からの大雨	広島県	7 月 1 4 日	(4 号) 呉市 (4 号) 世羅郡世羅町
○ 7 月 1 5 日 の大雨	山口県	7 月 1 5 日	(1 号) 山陽小野田市
○ 7 月 1 6 日 の大雨	広島県	7 月 1 6 日	(4 号) 庄原市
○ 鹿児島県奄美地方における大雨災害	鹿児島県	1 0 月 2 0 日	(4 号) 奄美市 (4 号) 龍郷町 (4 号) 大和村
計 (延 べ 数)	3 県		7 市 町 村

※カッコ内の数字は災害救助法の適用号数

(参考資料 1 2)

福祉避難所の指定状況について(平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在)

○都道府県別福祉避難所指定状況

都道府県名	市町村数	指定済市町村数	指定割合	都道府県名	市町村数	指定済市町村数	指定割合
1北海道	179	20	11.2%	25滋賀	19	6	31.6%
2青森	40	5	12.5%	26京都	26	12	46.2%
3岩手	34	5	14.7%	27大阪	43	24	55.8%
4宮城	35	14	40.0%	28兵庫	41	23	56.1%
5秋田	25	3	12.0%	29奈良	39	9	23.1%
6山形	35	3	8.6%	30和歌山	30	9	30.0%
7福島	59	11	18.6%	31鳥取	19	3	15.8%
8茨城	44	10	22.7%	32島根	21	4	19.0%
9栃木	27	6	22.2%	33岡山	27	4	14.8%
10群馬	35	5	14.3%	34広島	23	4	17.4%
11埼玉	64	30	46.9%	35山口	19	14	73.7%
12千葉	54	14	25.9%	36徳島	24	10	41.7%
13東京	62	46	74.2%	37香川	17	15	88.2%
14神奈川	33	26	78.8%	38愛媛	20	8	40.0%
15新潟	30	12	40.0%	39高知	34	3	8.8%
16富山	15	3	20.0%	40福岡	60	18	30.0%
17石川	19	9	47.4%	41佐賀	20	7	35.0%
18福井	17	10	58.8%	42長崎	21	7	33.3%
19山梨	27	19	70.4%	43熊本	45	8	17.8%
20長野	77	28	36.4%	44大分	18	9	50.0%
21岐阜	42	15	35.7%	45宮崎	26	4	15.4%
22静岡	35	34	97.1%	46鹿児島	43	11	25.6%
23愛知	57	27	47.4%	47沖縄	41	16	39.0%
24三重	29	12	41.4%	全国合計	1750	595	34.0%

※福祉避難所を1カ所以上指定・協定済みの自治体数